

砥 部 町 議 会
令 和 7 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

令和 7 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	令和 7 年 2 月 21 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和 7 年 2 月 21 日 午前 9 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 大平将司 2 番 木下いずみ 3 番 佐野沙知 4 番 高橋久美 5 番 日野恵司 6 番 木下敬二郎 7 番 柿本 正 8 番 東 勝一 9 番 原田公夫 10 番 小西昌博 11 番 佐々木公博 12 番 松崎浩司 13 番 佐々木隆雄 14 番 西岡利昌 15 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 古谷崇洋 副町長 門田敬三 教育長 大江章吾 総務課長 松田 勲 企画財政課長 小中 学 地域振興課長 善家孝介 商工観光課長 森本克也 税務課長 古川雅志 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 白形大伸 子育て支援課長 堀潤一郎 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 町民課長 土居 透 上下水道課長 松田博之 会計管理者 田邊敏之 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 東山泰久		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 3 番 佐野沙知 4 番 高橋久美			
傍 聴 者	17 人			

令和7年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 施政方針

日程第6 議案第4号 砥部町道路線の認定及び変更について

日程第7 議案第5号 砥部町減債基金条例の制定について

日程第8 議案第6号 砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定について

日程第9 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第10 議案第8号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第9号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

日程第12 議案第10号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第 14	議案第 12 号	砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 15	議案第 13 号	砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 16	議案第 14 号	砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 17	議案第 15 号	砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第 18	議案第 16 号	砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
日程第 19	議案第 17 号	砥部町地域審議会条例の廃止について
日程第 20	議案第 18 号	令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 21	議案第 19 号	令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 22	議案第 20 号	令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 23	議案第 21 号	令和 7 年度砥部町一般会計予算
日程第 24	議案第 22 号	令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 25	議案第 23 号	令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 26	議案第 24 号	令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
日程第 27	議案第 25 号	令和 7 年度砥部町とべの館特別会計予算
日程第 28	議案第 26 号	令和 7 年度砥部町下水道事業会計予算
日程第 29	議案第 27 号	令和 7 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 30 発委第 1 号 砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

・散 会

令和7年第1回砥部町議会定例会

令和7年2月21日（金）

午前9時30分開会

○議長（東勝一） ただいまから、令和7年第1回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 令和7年第1回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに忙しい中、御出席を賜り、町政運営に関わる重要案件につきまして御審議賜りますことに対し、厚く御礼を申し上げます。また、三谷議員におかれましては、町議在職50年以上の御功績により、全国町村議会議長会の自治功労者表彰を受章され、名誉町村議会議員の称号を受けられましたこと、誠におめでとうございます。我々は、自ら望むだけではなく、選挙により住民の方々の負託を受けてこそ職務に就くことができますが、今回の表彰は、長く住民の皆様の御期待に応えられてきた証左であり、心より敬意を表します。引き続き、御尽力賜りますようお願いを申し上げます。さて、先の選挙におきまして、町政運営のかじ取り役を務めさせていただくことになり、本日、初めての定例会を迎えました。私の今後のまちづくりに関する思いにつきましては、この後の施政方針で述べさせていただきます。山積する地域課題に対し、15名の議員の皆様とともに、未来に向けた砥部町の発展に尽力してまいり所存であります。国におきましても、1月24日に通常国会が召集され、予算審議などが続いております。少数与党となった石破政権は、野党の協力が不可欠な中で、丁寧な政権運営が求められているところでございます。比べるべくもありませんが、私も町長1年目として、議員の皆様はじめ多くの方々の意見を真剣に受け止め、丁寧な町政運営に努めてまいります。御指導・御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。それでは、本定例会に提案させていただきます案件でございます。まず、骨格予算となった令和7年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比4億5,646万7,000円の減で、総額94億9,223万6,000円となっております。特別会計の4会計につきましては、前年度比3,339万9,000円の減で、総額50億5,431万3,000円となっております。企業会計につきましては、前年度比2億103万7,000円の減で、総額16億6,701万7,000円となっております。次に、令和6年度の補正予算でございますが、一般会計が8,207万3,000円、特別会計が8,715万7,000円の増額補正となっております。そのほか、町道の認定・変更が1件、条例の制定・改廃が13件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきます。御議決賜りますようお願い申し上げ、開会の御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東勝一） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番佐野沙知議員、4番高橋久美議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（東勝一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月14日開催の議会運営委員会において、本日から3月14日までの22日間としております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの22日に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（東勝一） 日程第3、諸般の報告を行います。地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告します。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（東勝一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和6年12月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）12月15日、文化会館で合併20周年記念式典を開催し、第1部として特別功労者表彰や映画上映による式典を、第2部として砥部ウインドアンサンブルによるコンサートを行い、町内外から多くの参加がありました。（2）全国大会における成績や、町政、地域の振興・発展への尽力など、その功績が顕著な個人6人と1団体を表彰しました。功労賞及び優秀賞の受賞者は、表のとおりでございます。（3）12月26日から30日までの5日間、延べ331人の消防団員が火災予防啓発のため、夜間の特別警戒を行いました。次のページをお願いします。（4）1月11日、中央公民館で「消防出初式」を開催し、表彰状の授与や感謝状の贈呈を行い、消防団員202人が参加いたしました。（5）主要工事の進捗状況。①消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事の1月末時点の進捗率は70%、②砥部消防署広田出張所庁舎新築工事に伴う造成工事の1月末時点の進捗率は95%となっています。（6）任期満了に伴う町長選挙及び町議会議員選挙を1月26日に執行いたしました。それぞれの選挙の投票結果並びに開票結果は表のとおりでございます。次のページをお願いします。企画財政課。11月18日から1月20日までの落札状況です。入札件数14件、設計総額4,754万6,000円、落札総額3,811

万4,000円、落札率80.2%。内訳は表のとおりでございます。地域振興課。主要工事の進捗状況。砥部分校教育寮仮称新築工事の1月末時点の進捗率は78%となっています。上下水道課。主要工事の進捗状況。①第7配水池築造工事1期の1月末時点の進捗率は63%、②第7配水池電気計装、滅菌設備工事1期の1月末時点の進捗率は22%となっています。学校教育課。主要工事の進捗状況。宮内小学校トイレ改修工事の1月末時点の進捗率は88%となっています。次のページをお願いします。社会教育課。(1)12月7日、文化会館で「人権のまちづくり集会」を開催し、人権啓発ポスター入賞作品の表彰や人権啓発講演などを行い、310人が参加しました。(2)1月12日、文化会館で「成人式」を開催し、式典後に砥部町出身のピアニスト細田真子氏による講演及び記念撮影を行い、153人が参加しました。(3)1月18日、陶街道ゆとり公園で「ジュニア駅伝大会」を開催しました。開催状況は表のとおりでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（東勝一） 以上で行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 施政方針

○議長（東勝一） 日程第5、施政方針を議題とします。令和7年度の施政方針について、説明を求めます。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） それでは、就任後初となる本定例会に当たり、町長としての所信及び令和7年度の町政運営に係る私の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。私は、先の町長選挙におきまして、ふるさとである砥部町に新しい風を吹かしたいとの思いで立候補を決意し、厳しい選挙戦に臨む中で、多くの住民の方々の御支援をいただき、このたび砥部町長の職務に就くことになりました。就任からまだ2週間余りではありますが、臨時会の開催や関係機関の方々への対応、職員の皆さんとの町政課題の共有などを通して、町長としての重責を感じているところでございます。改めて、平成17年の町村合併から20年、目まぐるしく変化する時代に当たって、現在の砥部町の礎を築かれ、まちの発展と、住民の皆様の福祉向上に尽力されてこられた初代中村町長、そして、先代佐川町長の御貢献に心から敬意と感謝を表します。お二人がつないでこられたまちづくりのバトンを、私もしっかりと受け止め、砥部町の更なる発展に尽くしてまいり所存です。しかし、少子高齢化が急速に進行し、社会構造が大きく変わりつつある昨今、地方自治体には様々な課題があると思っております。地方の衰退が叫ばれる中、砥部町も例外ではなく、未来を見据え、今まさに変化の時を迎えていると考えております。私はこのたびの選挙に際し、砥部町に新しい芽を育む、笑顔という花が咲くまちにしていくことを住民の皆様にお約束させていただきました。新しい芽とは、子育て支援を積極かつ大胆に進める「未来の芽」、つながり、見守りあう安心なまちを目指す「安らぎの芽」、砥部らしさを支え、伝える「誇れる芽」、行政サービスを進め、また、深めていく「導く芽」でございます。あわせて、既存事業や公共施設の在り方を見直すとともに、企業誘致やふるさと納税の拡大

に取り組み、人口規模に応じた選択と集中により、財政基盤を強化することで、これら新しい芽を「育む水」の確保にも取り組んでいきたいと考えております。12年ぶりとなった町長選挙により、令和7年度当初予算につきましては、骨格予算とさせていただきます。私が目指すまちづくりの施策に対してはですね、第2回定例会以降に順次具現化していきたいと考えておりますが、今年度、特に重点的に進めていく事項につきまして、この場でお示しさせていただきます。まず、子育て支援に関する「未来の芽」として、第2子から条件なしでの保育料の完全無償化と、給食費への補助の拡大を段階的に進めたいと考えております。本町の子育て支援施策につきましては、従来から県の事業も活用しながら、手厚い支援を行っておりますが、今回の選挙に際し、住民の方々の意見を伺う中で、子育てに係る経済的な負担の軽減は喫緊の課題であると感じました。物価高騰が長期化し、所得が伸び悩む中、子育て世代への支援は積極的に、大胆に実施し、定住確保と流入促進による人口減少の鈍化を図ってまいります。また、児童の居場所づくりとして、中央公民館等の空きスペース活用などに取り組むとともに、宮内校区の住民の方々から強い要望をいただいている児童館については、まず、そのあるべき姿の検討を進めていきたいと考えております。次に、希薄化する地域のつながりを取り戻し、セーフティーネットとしての地域基盤を確立する「安らぎの芽」として、介護、交通、防災分野において、デジタルやIT技術も活用しつつ、地域共生社会の実現に取り組みます。特に交通の分野、いわゆる高齢者対策としての生活の足の確保は最重要課題と考えております。現在取り組んでいる乗り合いタクシー制度を検証し、更なる利便性の向上に努めてまいります。また、複雑多様化する自然災害への対応として、住民の方々お一人お一人の意識を高め、家屋の耐震化や家庭内備蓄を進める自助力の向上、消防団や自主防災組織の活動を促進する共助力の強化とともに、公的機関や民間企業との連携を拡大していくことで、公助力の補完を図ってまいります。次に、砥部町の産業振興に関する「誇れる芽」として、砥部焼や、柑橘、七折小梅、高原野菜などの農業、その他地場産業への支援を継続しつつ、都市圏や海外に向けた新たな販路拡大と、体験型観光との融合を支援し、砥部が誇る産業を広く発信してまいります。あわせて、ほかの市町にはない地域の誇る産業を砥部の強みとして生かし、トップセールスによりブランド力を高めることで、ふるさと納税の拡大にもつなげてまいりたいと考えております。現在も燃料をはじめ物価の高騰が続き、加えて有害鳥獣による被害の拡大など、長期化する社会問題に対しては、機動的に支援を行ってまいります。また、来月には松山南高砥部分校の教育寮トベリエが竣工し、全国から生徒を受け入れ、校内に常駐する民間企業のサポートの下、産・官・学連携による先進的な取組がスタートいたします。初年度は定員倍増の目標を達成できる見通しではありますが、魅力あるカリキュラムを提供し、次世代に通じる人材を育成する試みは一步目を踏み出したばかりです。引き続き、砥部町といたしましては、教育環境と生活環境の向上をしっかりと支援し、生徒獲得に向けた情報発信にも万全を期してまいります。次に、役場が提供する行政サービスについては、利用者の負担軽減と質の向上を進める「導く芽」として、DXによる書かない窓口の導入や生成AIの活用に取り組みます。こうした取組は、住民の皆様だけでは

なく、職員の業務効率化にも資するものであり、働き方の改善につながると考えております。あわせて、ジョブローテーションの見直しによる専門性の高い職員の育成に取り組み、職務に対する理解を深めることで、複雑・多様化する住民ニーズに即応できる体制の構築を目指してまいります。ここまで、来年度私が取り組む施策、「四つの芽」について述べさせていただきましたが、最も肝心なものは、この芽を「育む水」、すなわち財政的な余剰の確保です。最初に申し上げましたとおり、令和7年度当初予算案は骨格予算としておりますが、一般会計は既に95億円近くに上っており、公債費の比率も年々高まっております。砥部町だけではなく、多くの自治体に言えることですが、財源には限りがあり、義務的経費が膨らむ中で、全ての要望に応え続けることは困難であると言わざるを得ません。これまでの事業を再評価し、費用対効果を見極めた上で、選択していくことが必要であると認識しています。そのために、住民の皆様へオープンな説明・情報発信を行い、理解醸成を図りながら進めてまいります。50年先の砥部町を見据えたとき、これから取り組むべき課題も山積しておりますが、まずは職員の皆さんと現状を共有し、危機感をもって事業の再編に取り組みながら、将来性のある施策に対しては、未来への投資を行ってまいります。本定例会を迎え、町長として本格的な町政運営がスタートいたしますが、至らぬ面もあろうかと思います。門田副町長、大江教育長をはじめ、職員の皆さんとともに、町長としての重責を果たし、住民の皆様の御期待に応えてまいります。東議長をはじめ議員の皆様の御指導・御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。町長就任に際しての私の所信表明、令和7年度の町政運営に当たっての施政方針とさせていただきます。

○議長（東勝一） 以上で施政方針を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第4号 砥部町道路線の認定及び変更について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第6、議案第4号、砥部町道路線の認定及び変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第4号について説明させていただきます。砥部町道路線の認定及び変更について。町道路線の認定及び変更について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございます。最下段になります。住宅開発により整備された路線を町道として管理していくため認定するとともに、改良等により起終点の変更がありました路線について、変更するため提案するものでございます。認定する路線でございますが、4路線でございます。1、宮内幸田支線、2、中学校西3号線、3、天神21号線、4、大谷2号線。起終点につきましては、記載のとおりでございます。変更する路線でございますが、2路線でございます。1、大南大岩橋線、2、拾町2号線の2路線でございます。起終点につきましては、記載のとおりでございます。資料の1ページをお願いいたします。宮内幸田支線でございますが、場所

は、県道砥部伊予松山線から永代橋を渡り、旧の農免道路沿いに開発された団地内道路で、延長が約 124 メートル、標準幅員は 4 メートルでございます。2 ページをお願いします。中学校西 3 号線でございますが、場所は、中学校の西側に開発された団地内道路でございます。延長が 175 メートル、標準幅員 4 メーターとなっております。3 ページをお願いいたします。天神 21 号線でございます。場所は、天神区の東側に開発された団地内道路で、延長が約 187 メートル、標準幅員は 4 メーターでございます。4 ページをお願いいたします。大谷 2 号線でございます。場所は、調整水位計の南側に開発された団地内道路で、延長が約 205 メートル、標準幅員は 4 メートルでございます。この 4 路線につきましては、住宅開発により整備された道路を町道として認定するものでございます。資料の 5 ページをお願いいたします。町道大南大岩橋線でございます。場所は、大南の「サンまつだ」前の県道大平砥部線の改良に伴い、管理区域に変更が生じたことによる起点位置の変更でございます。6 ページをお願いします。拾町 2 号線は、リバーサイドショッピングセンターへ通じる砥部側沿いに開発された団地内道路でございます。新たに北側に住宅開発が行われたことによる終点位置の変更でございます。この 2 路線につきましては、改良等により起終点の位置を変更するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 4 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

## 日程第 7 議案第 5 号 砥部町減債基金条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第 7、議案第 5 号、砥部町減債基金条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第 5 号について御説明いたします。砥部町減債基金条例の制定について。砥部町減債基金条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。2 ページをお願いします。提案理由でございます。地方税法の一部改正に伴い、新たに設置された算定項目「臨時財政対策債償還基金費」において算定される普通交付税額について、基金へ積み立て、臨時財政対策債償還の財源とするため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明いたします。1 ページにお戻りください。第 1 条では、条例設置の目的を、町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保

し、将来にわたる町財政の健全な運営に資するためと定めております。第2条では、基金として積み立てる額について、第3条から次のページの第5条で、基金の管理運用について定めております。第6条では、基金の処分について、町債の償還に充てるとき等の理由を定めております。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第6号 砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第8、議案第6号、砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土居町民課長。

○町民課長（土居透） 議案第6号、御説明申し上げます。砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定について。砥部町太陽光発電設備の設置の規制に関する条例を次のように定める。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。9ページを御覧ください。提案理由でございますが、町内において設置される大型の太陽光発電設備の設置に関し、災害の防止及び自然環境との調和を推進するために必要な規制等を行うことにより、町民の生命及び財産を守るとともに、良好な景観及び生活環境を保全するため提案するものでございます。それでは、条文のうち主要な条項について御説明いたします。1ページをお願いいたします。第2条では、本条例における対象事業を定義しており、第1号の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する太陽光発電設備。2ページをお願いいたします。第4号の固定価格買い取り制度、いわゆるFIT制度でございますが、このFITの認定を受けて実施する太陽光発電設備による売電事業、このうち、ア、太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上のもの、イ、事業区域における高低差が13メートルを超えるもの、ウ、事業区域内の傾斜度が30度以上のもの、これらのいずれかに該当するものを、本条例の対象事業としております。なお、第1号のただし書において、建物の屋根等に設置する設備や売電を行わない自家消費設備は対象外としております。次に、第5条では、売電事業の禁止区域を規定しており、事業区域に県立自然公園など、第1号から第6号に規定する、事業実施に適正でない区域が含まれる場合は、事業実施を禁止としております。3ページをお願い

いたします。第6条から第11条までは、許可申請に係る手続について規定しており、第6条では規制対象事業を実施するに当たっては、あらかじめ事業計画を定め、地方に申請し許可を受けなければならないこと。第7条では、許可申請予定書は、事業計画について、太陽光発電設備設置予定日の60日前までに町との事前協議を行うこと。4ページをお願いいたします。第8条では、上位の許可申請前に設置予定地の周辺住民に対し、説明会を実施し、事業計画の周知と理解を得るように努め、その結果を町に報告すること。第9条では、事業計画について地元自治会と協議を行い、意見を聴取し、その協議結果を町に報告すること。これらを必須事項としております。また、第11条では、発電出力50キロワット以上の大規模な設備を設置しようとする場合は、第9条の規定による協議及び意見聴取に加え、地元自治会と書面による協定の締結が必要であることを規定しております。5ページをお願いいたします。第12条では、事業実施の許可基準として、事業計画を申請した事業者が、事業実施に必要な資力及び信用があることが認められること、暴力団関係者等でないこと、違法又は不当な行為をするおそれのないこと、また、事業計画が規則で定める施設基準に適合していることを許可の基準としております。6ページをお願いいたします。第17条では、太陽光発電設備設置後の保全義務として、事業区域の災害防止や自然環境の保全の義務づけ、また、設備の維持管理について、周辺住民に対する対象設備の異常又は破損等が発生した場合の被害拡大防止措置の義務づけを規定しております。次に、第18条では、違反事業者に対する対応として、事業の実施に伴う災害発生の防止や自然環境保全のために、町から事業者に対し、必要な措置を講ずるよう命令する場合があることを規定しております。7ページをお願いいたします。19条では、違反事業者の許可の取消しについて、許可事業者が偽りや不正の手段で許可を受けたときや、許可の条件や命令に違反した場合など、第1号から第8号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消す場合があることを規定しております。8ページをお願いいたします。第23条では、第18条の命令規定と同様に、町から違反事業者に対し必要な措置を講ずるよう勧告する場合があることを規定しております。次に、第24条では、町から違反事業者に対して命令許可の取消し又は勧告を行ったときは、町はその事実を公表する場合があることを規定しております。最後に附則でございしますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第9、議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 議案第7号について御説明を申し上げます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いいたします。提案理由ですが、刑法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布に伴い、懲役及び禁錮刑が廃止され拘禁刑が創設されるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正により、引用箇所に項ずれが生じたため所要の改正について、提案するものとなります。なお、整理条例形式としております今回の改正では、砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例ほか、四つの条例を一括で改正いたします。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。第1条改正ですが、砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正で、当該条例の経過措置を定めた附則第3条第5項中、2ページにあるとおり、番号法の改正に伴う項ずれに対応するとともに、同項及び第6項中の懲役を拘禁刑へ改めます。次のページをお願いいたします。第2条改正は、砥部町行政不服審査会条例の一部改正で、罰則を定めた第10条中の懲役を拘禁刑に改めます。4ページをお願いいたします。第3条改正は、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正で、期末手当について定めた第19条の2及び5ページにかけての第19条の3の規定中、禁錮を拘禁刑に改めます。次のページをお願いいたします。第4条改正は、砥部町消防団条例の一部改正で、欠格事項について定めた第7条第1号中、禁錮を拘禁刑に改めます。議案書2ページにお戻りください。附則でございます。この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行日から施行いたします。ただし、第1条中、砥部町個人情報の保護に関する法律施行条例附則第3条の改正規定、いわゆる番号法改正による項ずれに伴う改正規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものでございます。また、第2項から第5項にかけて、本条例施行前にした行為の処罰、施行後の行為に対し、他の条例において、なお従前の例によるものとされている場合の対応などについて、経過措置を定めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第8号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第10、議案第8号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 議案第8号について御説明を申し上げます。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。2ページをお願いいたします。提案理由ですが、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことにより、引用箇所に項ずれが生ずるため、提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。本条例の用語の意義を定めた第2条におきまして、番号法改正により、項ずれが生じている第2号から第4号の同法引用箇所をそれぞれ改めるものとしております。議案書の1ページにお戻りください。附則となります。この条例は令和7年4月1日から施行いたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第9号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第11、議案第9号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） 議案第9号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について御説明申し上げます。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。議案書の下段を御覧いただけたらと思います。提案理由でございますが、砥部町誌の編さん業務が終了し、当該委員会を廃止するため提案するものでございます。改正内容について御説明申し上げます。資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。改正案の欄でございますが、別表の町長の部の砥部町誌編さん委員会の項を削ります。議案書にお戻りください。附則の欄を御覧ください。施行期日でございますが、第1項、この条例は公布の日から施行をいたします。続きまして、附則の第2項でございますが、同時に、当該委員の報酬及び費用弁償を定める砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正をいたします。資料の2ページ、新旧対照表を御覧ください。改正案の欄でございますが、別表の町誌編さん委員会委員の項を削ります。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。失礼をいたしました。訂正をさせていただきます。施工期日についての訂正でございます。この条例は、令和7年4月1日から施行するでございます。以上、訂正をさせていただきます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第10号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第12、議案第10号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 議案第10号について御説明を申し上げます。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いいたします。提案理由ですが、人事院勧告等に従い、時間外勤務の免除対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、所要の改正について提案するものとなっております。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。第1条改正は、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正となります。育児を行う職員の時間外勤務の制限を定めた第8条の3第2項について、その対象となる子の範囲を「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する改正を行います。また、同条第4項では、介護を行う職員の準用規定に第2項を含めることとし、2ページにかけて、これに伴う読替規定を改めます。2ページ中段の介護休暇について定めた第17条では、新たに追加する第18条の2第1項における定義規定を加えております。3ページにかけて、新たに追加する第18条の2においては、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認や、40歳到達時点の制度周知を規定し、第18条の3においては、勤務環境の整備措置として、研修の実施や相談体制の整備について規定することとしております。4ページを御覧ください。第2条改正は、砥部町職員の育児休業等に関する条例の改正となります。非常勤職員の部分休業について定めた第18条第3項において、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正による条ずれに対応をしております。議案書2ページにお戻りください。附則です。この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。また、この条例施行日以降、新たに対象となる子を養育する職員が時間外勤務制限の請求を行う場合については、施行日前においても当該請求を行うことができる旨、経過措置を設けております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第 13 議案第 11 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について**  
**(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)**

○議長（東勝一） 日程第 13、議案第 11 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 議案第 11 号について御説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。17 ページをお願いいたします。提案理由ですが、令和 6 年 8 月 8 日の人事院勧告並びに令和 6 年 10 月 9 日の愛媛県人事院勧告に従い、一般職の給与額等を改定するため、提案するものとなっております。なお、今回の改正では、砥部町職員の給与に関する条例をはじめ、3 つの条例を一括で改正いたします。それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。第 1 条改正は、砥部町職員の給与に関する条例の改正となります。第 7 条は扶養手当の対象となる扶養親族から配偶者を除き、扶養親族たる子の月額を増額するとともに、扶養手当の支給に係る手続等については、規則に委任する旨を定める改正となります。2 ページを御覧ください。第 8 条については規則で定める事項となりますので、削除をいたします。3 ページを御覧ください。第 8 条の 3 は、住居手当の対象者について、配偶者に事実婚の者を含む規定を加えます。通勤手当について定める第 9 条については、第 1 項第 1 号において、法律で使用する文言との整理を行うとともに、4 ページにかけて同条第 2 項第 1 号及び第 3 号において、運賃相当額の上限を定めた規定を削除いたします。4 ページ後段から 5 ページにかかる同条第 3 項では、以降の改正に伴う文言の整理とともに、第 1 号において特急列車等に係る特別料金等相当額の上限を廃止した規定に改めます。同条第 4 項では、特別料金相当額の支給対象者の範囲を拡大する改正を行います。6 ページを御覧ください。新設する第 5 項は、運賃相当額及び特別料金相当額の上限廃止に伴い、その合計月額の上限を 15 万円と定めるもので、これにより、以降の括弧を 1 項ずつ繰り下げます。7 ページを御覧ください。単身赴任手当について定める第 9 条の 2 ですが、採用時の支給要件を定めた同条第 3 項について、支給対象者の範囲を拡大する改正を行います。8 ページを御覧ください。管理職特別勤務手当について定める第 16 条の 2 ですが、法律に準じた文言の整理とともに、第 2 項において支給対象時間を拡大する改正を行います。第 3 項では、これまで週休日のみ加算対象となっていた 6 時間を超える勤務について、平日深夜にかかる時間帯も、その対象となるよう改正をいたします。特定職員についての適用除外を定めた第 19 条の 5 では、第 2 項において定年前再任用短時間勤務職員の支給対象外であった住居手当、特殊勤務手当を支給対象とする改正を行います。9 ページを御覧ください。行政職 3 級以上、医療職 2 級以上の最低水準を引き上げるため、9 ページから 17 ページにかけて、行政職及び医療職の給料表を改めます。18 ページを御覧ください。第 2 条改正は、砥部町上下水道職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正となります。定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外を

定めた第 18 条において、支給対象外であった住居手当を対象とする改正を行います。19 ページを御覧ください。第 3 条改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正となります。本条例は、定年延長制度導入に伴い、整備条例形式で関係条例を改正したのですが、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正及び砥部町下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の経過措置を定めた附則第 6 条、第 7 条について、暫定再任用職員の適用除外となっていた住居手当等を支給対象とする改正を行います。議案書 10 ページにお戻りください。附則となります。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。また、第 2 項及び第 3 項において、号給の切替え等、第 4 項から第 6 項において、各手当に係る経過措置を定めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 11 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。ここでしばらく休憩します。再開は午前 10 時 50 分の予定です。

午前 10 時 33 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~

日程第 14 議案第 12 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 再開します。日程第 14、議案第 12 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。古川税務課長。

○税務課長（古川雅志） それでは、議案第 12 号について御説明申し上げます。砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、2 ページをお願いします。国民健康保険の財政運営安定化を図るため、国民健康保険税率の改正を提案するものでございます。それでは、資料の新旧対照表をお願いします。1 ページ、第 3 条第 1 項では、基礎課税額の所得割額について 100 分の 7.2 を 100 分の 8.5 に、第 5 条

では、基礎課税額の被保険者均等割額について2万3,300円を2万5,000円に。2ページをお願いします。第5条の2第1号では、基礎課税額の世帯別平等割額について1万8,800円を2万円に、これに伴い、第2号では、特定世帯の負担額について9,400円を1万円に、第3号では、特定継続世帯の負担額について1万4,100円を1万5,000円に改める改正となっております。なお、ここで特定世帯とは、国保の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その後の世帯の国保の被保険者が1人となる場合の負担軽減措置です。移行してから5年間を特定世帯、その後3年間を特定継続世帯と規定されています。次に、第6条では、後期高齢者支援金等課税額の所得割額について100分の2.9を3.2に。次のページをお願いします。第7条の2では、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について9,300円を8,500円に、第7条の3第1号では、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額について7,200円を7,000円に、第2号では、特定世帯の負担額について3,600円を3,500円に、第3号では、特定継続世帯の負担額について5,400円を5,250円に改める改正となっております。これらに伴いまして、第23条第1項の減額措置では、これは低所得者に対する減額措置になりますが、4ページをお願いします。第1号の7割軽減世帯、それから、5ページをお願いします。下段、第2号の5割軽減世帯、それから、中段7ページをお願いします。中段第3号の2割軽減世帯のそれぞれについて、均等割額と平等割額を減額する額を規定しております。同様に8ページをお願いします。下段、第2項では、未就学児に係る均等割額の減額措置について、今回の改正に伴い、負担する均等割額を規定しております。それでは議案書の2ページをお願いします。中段、附則でございますが、第1項では施行期日について、この条例は、令和7年4月1日から施行する。第2項では適用区分について、改正後の砥部町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第13号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第 15、議案第 13 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第 13 号につきまして御説明をさせていただきます。議案第 13 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、引用箇所を改正するため、提案するものでございます。改正内容でございますが、新旧対照表のお願いをいたします。第 17 条第 1 項第 2 号でございますが、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改めるものです。これは、4 月 1 日以降、管理栄養士の受験資格が見直されまして、栄養士の免許を取得していなくても管理栄養士を取ることができるということで、今回管理栄養士を新たに追加させていただくものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 13 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 16 議案第 14 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 16、議案第 14 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白形介護福祉課長。

○介護福祉課長（白形大伸） 議案第 14 号について御説明申し上げます。議案第 14 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古

谷崇洋。一番下の提案理由でございますが、国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。今回の主な改正内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。第 151 条、第 13 項の朱書き部分「、栄養士又は機能訓練指導員」のところ、栄養士の後ろに管理栄養士を加えまして「、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員」と変更を行っております。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 14 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定をしました。

~~~~~

#### 日程第 17 議案第 15 号 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第 17、議案第 15 号、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 15 号につきまして御説明申し上げます。議案第 15 号、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、最下段を御覧ください。地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、引用箇所に条ずれが生じたため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第 15 号の資料の新旧対照表をお願いいたします。改正案の欄を御覧ください。第 5 号中の「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 15 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 18 議案第 16 号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 18、議案第 16 号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 16 号につきまして御説明申し上げます。議案第 16 号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、最下段を御覧ください。建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、技術検定の検定種目等を規定している第 34 条が第 37 条へ繰り下げられたため、提案するものでございます。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。議案第 16 号、資料の新旧対照表をお願いいたします。改正案の欄を御覧ください。第 3 条第 11 号及び第 4 条第 8 号中の「第 34 条第 1 項」を「第 37 条第 1 項」に改めるものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 16 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 19 議案第 17 号 砥部町地域審議会条例の廃止について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第 19、議案第 17 号、砥部町地域審議会条例の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長(松田勲) 議案第 17 号について御説明を申し上げます。砥部町地域審議会条例の廃止について。砥部町地域審議会条例を廃止する条例を次のように定める。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、条例上の設置期間が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となることに伴い、本条例を廃止するため提案するものとなっております。当該審議会の廃止に当たっては、昨年 9 月の審議会に諮り、これまで審議会が担ってきた役割については、既存組織を活用することとし、今後、専門性の高い事案や幅広い意見の集約が必要となった場合には、新たな協議会を設置するということで御了解をいただいております。附則ですが、この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行いたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(東勝一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 17 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 20 議案第 18 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算(第 7 号)

日程第 21 議案第 19 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号)

日程第 22 議案第 20 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第 20、議案第 18 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号から日程第 22、議案第 20 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号までの 3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長(小中学) それでは、議案第 18 号の一般会計補正予算から議案第 20 号の介護保険特別会計補正予算について、一括して御説明いたします。初めに、一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 18 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号ですが、第 1 条において、今回の補正は 8,207 万 3,000 円を追加し、補正後の総額を 118 億 2 万 3,000 円としております。また、第 2 条で繰越明許費補正について、第 3 条では地方債補正について定めています。令和 7 年 2 月 21 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願い

いします。歳出の主なものについて、款ごとに御説明いたします。2款総務費は、3,302万9,000円増額します。普通交付税として国から交付された臨時財政対策償還基金費につきまして、令和7年度及び令和8年度の臨時財政対策債償還の財源とするため、減債基金積立金3,283万6,000円の追加などです。3款民生費につきましては2,944万1,000円増額します。令和5年度の障がい者自立支援給付費国庫負担金、障がい児入所給付費等国庫負担金及び障がい者医療費国庫負担金の超過交付分及び障がい福祉サービス事業所の不正請求に基づく精算による過年度の障がい者自立支援給付費負担金の返還金1,080万1,000円、また、私立の保育所や幼稚園、認定こども園等に支払う施設型給付費負担金等の不足分1,831万円の追加などです。4款衛生費は、507万2,000円増額いたします。令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する負担金及び補助金の超過交付分の返還金506万9,000円の追加などです。6款農林水産業費は、12万7,000円増額します。公用車修繕料の追加です。8款土木費は138万6,000円増額します。愛媛県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する町負担金の追加です。9款消防費は、1,294万9,000円増額します。災害時の避難所における衛生環境の改善と避難者の健康被害の軽減を図るため、小型トイレカー購入費1,289万6,000円の追加などです。10款教育費は6万9,000円増額します。令和5年度児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の超過交付分の返還金5万9,000円の追加などです。2ページをお願いします。歳入でございます。財源として、10款地方交付税5,807万1,000円、14款国庫支出金を1,581万5,000円、15款県支出金を160万5,000円、16款財産収入を18万1,000円、17款寄附金を1,000円、21款町債を640万円それぞれ増額いたします。4ページをお願いします。繰越明許費補正です。永立寺川取水堰改修事業をはじめ、7件の事業を7年度に繰り越しいたします。事業名、金額等は記載のとおりとなります。5ページをお願いします。地方債補正です。避難所生活環境改善事業、トイレカーの購入でございますが、こちらの財源といたしまして、一般補助施設整備等事業債640万円を追加し、補正後の限度額を9,010万円といたします。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第19号、令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号ですが、第1条において、今回の補正は、事業勘定の予算に2,983万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ22億7,522万8,000円としています。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いします。保険事業勘定の歳出です。1款総務費は9万3,000円増額します。第三者行為損害賠償金の入金額増加に伴う求償事務手数料9万3,000円の追加です。2款保険給付費は2,973万7,000円増額します。受診件数の増加に伴い、一般被保険者療養給付費1,791万3,000円、高額療養費1,182万4,000円の追加です。2ページをお願いします。歳入です。財源として、4款県支出金を2,973万7,000円、5款繰入金を9万3,000円それぞれ増額いたします。国保特別会計は以上です。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第20号、令和6年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号ですが、第1条において、今回の補正は、保険事業勘定の予算に5,716万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ24億560万1,000円としてい

ます。また、介護サービス事業勘定の予算に 16 万 6,000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 4,257 万 7,000 円としています。令和 7 年 2 月 21 日提出。砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出でございます。5 款基金積立金を 5,716 万 1,000 円増額します。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、6 款財産収入を 1 万 4,000 円、8 款繰越金を 5,714 万 7,000 円それぞれ増額します。5 ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出です。2 款サービス事業費を 16 万 6,000 円増額します。4 ページをお願いします。歳入です。財源として、2 款繰入金を 16 万 6,000 円増額します。介護保険特別会計は以上でございます。以上で補正予算の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。15 番、三谷喜好議員。

○15 番（三谷喜好） 本来なら決算の数値、決定値にお尋ねするのが本当でございますけれど、古谷町長、かなり砥部町の財政に興味を持っておられたようでございますので、お尋ねをしたいと思います。まず第 1 点、将来的負担率、そして第 2 点、1 人当たりの実質債務残高、もういっちょは、1 人当たりの基金残高、これ、本来決算値ですが、町長、かなり財政のことで、あれ持っていらっしゃったんで、恐らく把握していらっしゃると思います。すぐできんようじゃったら後でもいいですから。本来ならね、当然、私は、もうレクチャー受けてしておりました。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） まず、その手元の資料を、ちゃんと数字に対してですね、私が今持っていないというのが回答でございます。そこは、私の勉強不足でございますので、その辺、三谷議員の御指摘に應える資料をすぐに準備させていただきますので、少々お待ちください。そして、様々な指標がある中で、私は、今の財政を見るか、未来の財政を見るかというところが、一つの観点になってくるかと思っております。その辺りで、財政基盤というものを、長期的なものをしっかりとつくっていく。それを、まずすることによって、新たな政策であったり、投資につなげることができると思っております。ですので、短期そして及び長期というこの二つの観点を、十分に考慮しながら、財政基盤というものをつくっていく努力をしていこうと思っております。以上です。

○議長（東勝一） 時間がかかりそうですので、三谷喜好議員、定例会の第 2 日目、一般質問の前で回答ということでよろしいですか。

○15 番（三谷喜好） はい。

○議長（東勝一） そういうことで、すみませんがよろしく願いしたらと思います。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 18 号から議案第 20 号までの 3 件については、所管の常任委員会に

付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第20号までの3件については、所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第23 議案第21号 令和7年度砥部町一般会計予算

日程第24 議案第22号 令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第25 議案第23号 令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第26 議案第24号 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第27 議案第25号 令和7年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第28 議案第26号 令和7年度砥部町下水道事業会計予算

日程第29 議案第27号 令和7年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、予算特別委員会付託）

○議長（東勝一） 日程第23、議案第21号、令和7年度砥部町一般会計予算から日程第29、議案第27号、令和7年度砥部町水道事業会計予算までの7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、令和7年度の当初予算につきまして、私から議案第21号の一般会計から25号のとべの館特別会計まで御説明いたします。初めに、一般会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第21号、令和7年度砥部町一般会計予算は、第1条において、予算の総額を94億9,223万6,000円と定め、第2条から第5条にかけて、債務負担行為、地方債、一時借入金、歳出予算の流用について、それぞれ定めております。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。一般会計は、今回継続事業に係る経費及び人件費、公債費、扶助費等義務的経費の骨格部分のみで編成しておりますので、政策予算につきましては、今後の補正対応としております。このことによりまして、前年度と比較して4.6%の減少となっております。6ページをお願いいたします。7ページにかけて、債務負担行為です。庁舎警備業務委託料に対する債務負担をはじめ、15件の債務負担の設定で、債務負担の事項、期間及び限度額は、記載のとおりとなっております。8ページをお願いします。地方債です。令和7年度は、高尾田雨水排水施設建設に係る緊急防災・減災事業の2億3,390万円をはじめ、総額で4億8,780万円を予定しております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、記載のとおりです。一般会計は以上です。続きまして、特別会計を御説明いたします。国保特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第22号、令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、第1条において、予算の総額を、事業勘定は21億7,803万9,000円、直営診療施設勘定は5,454万2,000円と定め、第2条で一時借入金、第3条で歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和7年2月21日提出、砥部町

長古谷崇洋。国民健康保険事業特別会計は、事業勘定では、被保険者数の減少などにより、前年度と比較し5,616万4,000円の減額、直営診療施設勘定では、患者の減少はあるものの前年度並みとなっております。国保特別会計は以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第23号、令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、第1条において、予算の総額を4億922万3,000円と定めています。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。後期高齢者医療特別会計は、被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増加などによりまして、前年度と比べまして1,831万1,000円の増額となっております。後期高齢者医療特別会計は以上でございます。続きまして、介護保険特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第24号、令和7年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、第1条において、予算の総額を、保険事業勘定は23億1,550万2,000円、介護サービス事業勘定は4,279万円と定め、第2条から第4条にかけて、債務負担行為、一時借入金、歳出予算の流用について、それぞれ定めています。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。介護保険事業特別会計は、保険事業勘定では、要介護認定者の増加による保険給付費の増額などにより、前年度と比べまして156万3,000円の増額、介護サービス事業勘定につきましては、人件費の増額などにより、前年度と比較しまして121万円の増額となっております。6ページをお願いします。債務負担行為です。訪問調査、公用車借上料に対する債務負担など2件の設定で、期間は令和8年度から9年度、限度額は総額で102万8,000円となっております。介護保険特別会計は以上です。続きまして、とべの館特別会計予算書の1ページをお願いします。議案第25号、令和7年度砥部町とべの館特別会計予算は、第1条において、予算の総額を5,421万7,000円と定めています。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。とべの館特別会計は、人件費の増加などにより、前年度と比較し169万1,000円の増額となっております。以上で私からの説明を終わります。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 引き続きまして、議案第26号、27号について御説明申し上げます。初めに、議案第26号、令和7年度砥部町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。砥部町下水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和7年度砥部町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を4億6,744万1,000円とし、支出を4億3,669万6,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を3億4,239万6,000円とし、支出を5億2,357万2,000円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,117万6,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,851万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,266万1,000円で補填するものとします。2ページをお願いいたします。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。公共下水道砥部浄化センター等維持管理業務委託、公共下水道及び農業集落排水施設の中継マンホールポンプ制御盤設置土地借上料に係る債務負

担でございます。期間及び限度額は御覧のとおりでございます。第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、公共下水道整備事業でございます。限度額は1億9,490万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第7条、一時借入金の限度額は、5億円としております。第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第9条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で、5,870万4,000円でございます。第10条、他会計からの補助金で、下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億6,726万6,000円でございます。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第26号の説明を終わります。続きまして、議案第27号、令和7年度砥部町水道事業会計予算について御説明申し上げます。砥部町水道事業会計予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和7年度砥部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を4億474万9,000円とし、支出を3億7,435万9,000円とするものでございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入を1億5,128万円とし、支出を3億3,239万円とするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,111万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,698万6,000円と、過年度分損益勘定留保資金1億6,412万4,000円で補填するものとします。2ページをお願いいたします。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的は、水道施設改築更新事業でございます。限度額は5,500万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第6条、一時借入金の限度額は、2億円としております。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めております。第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は職員給与費で、3,639万7,000円としております。第9条、たな卸資産購入限度額は、1,000万円としております。令和7年2月21日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第21号から議案第27号の説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第21号から議案第27号までの令和7年度当初予算7件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号までの令和7年度当初予算7件については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午前 11 時 37 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

○議長（東勝一） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が議長の手元にまいりましたので、報告します。予算特別委員会委員長に小西昌博議員、副委員長に佐々木隆雄議員が互選されました。御協力のほどよろしくお願いします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案の審査報告については、3月14日の本会議でお願いをいたします。

~~~~~

日程第30 発委第1号 砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第30、発委第1号、砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。三谷議会運営委員長。

○議会運営委員長（三谷喜好） 発委第1号、砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和7年2月21日 提出、砥部町議会議長東勝一様。砥部町議会運営委員長三谷喜好。提案理由でございますが、刑法等の一部改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理法の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されるとともに、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。なお、改正案につきましては、お手元に配付いたしております新旧対照表のとおりでございます。以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発委第1号は、3月14日の本会議で討論及び採決することにしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は、3月14日の本会議で討論及び採決することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時41分 散会

令和 7 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

招 集 年 月 日	令和7年2月28日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和7年2月28日 午前9時30分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 大平将司 2 番 木下いずみ 3 番 佐野沙知 4 番 高橋久美 5 番 日野恵司 6 番 木下敬二郎 7 番 柿本 正 8 番 東 勝一 9 番 原田公夫 10 番 小西昌博 11 番 佐々木公博 12 番 松崎浩司 13 番 佐々木隆雄 14 番 西岡利昌 15 番 東勝一			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 古谷崇洋 副町長 門田敬三 教育長 大江章吾 総務課長 松田 勲 企画財政課長 小中 学 地域振興課長 善家孝介 商工観光課長 森本克也 税務課長 古川雅志 保険健康課長 岩田恵子 介護福祉課長 白形大伸 子育て支援課長 堀潤一郎 建設課長 門田 作 農林課長 池田晃一 町民課長 土居 透 上下水道課長 松田博之 会計管理者 田邊敏之 学校教育課長 伊達定真 社会教育課長 山本勝彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 東山泰久		
傍 聴 者	37人			

令和7年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第1 一般質問

・散 会

令和7年第1回砥部町議会定例会

令和7年2月28日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。日程に入る前に、先日の補正予算説明において、答弁保留になっていました、三谷喜好議員からの質問のあった起債及び基金状況等について、報告を受けます。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 第1日目の三谷議員の質問について回答させていただきます。手元に議員の皆様へ資料がございます。御覧ください。将来負担比率につきましては、46.5%でございます。これは、令和5年度の数字でございます。そして、1人当たりの基金残高は11万2,000円、そして、1人当たりの起債残高は74万9,000円でございます。以上が回答でございます。

○議長（東勝一） 以上で答弁保留について終わります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（東勝一） 日程第1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） おはようございます。86歳にして議場で一般質問が継続できるとは、私も夢にも思っておりませんでしたけど、実現した以上は、それなりに頑張ってまいりたいと思います。また、このたびは、かなりの得票を得て町長に就任されました古谷町長、おめでとうございます。あなたには、今後、県政あるいは国政に参加する実力を持っておいでの方と、私は思っておりますので、そういうことも含めて、今後質問していきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。ちょうど2月28日というのは、昭和28年のこの日に、国において、吉田総理がバカヤロー解散をした日が今日でございます。そして一方、1991年の2月28日、今日は湾岸戦争が終了した日でございます。そして私は、今日は、将来を託された町長と、一般質問の機会を得たことは、私の生涯の財産でございます。また、一般質問の順序は、本来抽選でございましたけど、ちょうど私、面岡議員、佐々木議員、そして新しい大平議員と、これ、こしらえてもできんような順番でございまして、誠に恐縮しております。また、今日お尋ねすることは、何も難しいことでもございせんし、私は書いたものを読むのも余り得意ではございせんので、いろいろとお尋ねをしていきたいと思います。また、先ほどの御答弁がございましたように、町の財政というものは、御案内のように、そう

危ない状態ではないと、私は思っております。できたら、そこら辺りも十分御検討をされて、今後、町政運営をしていただきたいと思います。私はね、町長、あなたにパーフェクトポイントをもらうつもりはないですから。できないことはできないで結構なんです。あなたは、私がお尋ねした中で一番気になるのは、箱物をやらないと言われました。じゃあ、箱物の定義、例えば、お金なんか、平米なんか、ここらも含めて、お答えしていただければと思います。分かりますね…、難しい…、箱物の定義です。あなたが挙げられておりましたね。まあそんなことで、私はそれには賛成しております。そして、物を大事にしようというあなたの政策も、これも賛成しております。そこら辺りを、まずお尋ねしたいと思います。そして、町長として、町政にあげる「一丁目一番地」とは何か。これは、私が50年議員している中で、今日来ておいでる佐川町長にも聞きました、中村町長にも聞きました、大内町長、高市町長、そして、松崎町長にも聞いてきた私のポリシーといいますか、それを守ってきたわけでございますので、お尋ねをしたいと思います。そして次には、近年、町内で深刻化する農作物に対する獣害、特に猿に対する被害が大変多うございました。私も選挙期間中にまいりまして、それは一向、本来ならば農協の営農部辺りが来て、町に補助をくださいというような形が望ましいんですけど、今の農協は、堀端に出ておりますライフアイゼンが、「一人は万人のために、万人は一人のために」という、農業基本法の中に当てはまってないんじゃないか、残念ながらそう思っております。そういう中であって、とにかくも、農業をやめたい農家の方の声を聞き、「もう1年だけ待ってください、何とかします。」、そして、できなったら、私はお金出してでもやりますという方は、あれ、個人ではできないらしいんで、町にお願いする最後のとりででございました。これは、猿に対する対策を、どうかよろしくお願いしておるところでございます。また、本町に代案として統合を猶予されました、松山南高等学校砥部分校に対する考え方と今後の対応について、お尋ねするわけでございます。これは将来、私は、砥部町の大きな起爆剤になると思っております。私の考えと理事者の考えは、若干ずれるかもしれませんが、決してこれは箱物でもないし、無駄なもんじやないと確信を持っております。以上、本当に簡単なことではございますが、あなたの率直な答弁をいただいて、再質問に入りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（三谷喜好） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問にお答えをいたします。まず、様々な励まし、激励をいただきましたことに、心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。まずですね、箱物の定義につきまして、今私も改めて言語化することで、どういった表現がいいかということを考えました。私は、地方自治体が建築する建造物であるというふうに、定義をしております。財政状況などを鑑みながら、今の砥部町の人口減少における諸問題がある中で、本当に適正なものの量であったり、大きさなどっていうのを、しっかりと考えていく必要があるのではないかとということで、箱物は、そのような私は捉え方をしている次第でございます。そして、町政運営についてとの御質問ですが、この本議会のですね、一般質問において、多くの議員の皆様から御質問をいただいております。まずですね、私はこの1年、

特にこの私が就任して1期目となりますけれども、その期間において、「町政に掲げる一丁目一番地」につきましては、私が今期取り組む施策について、施政方針で述べさせていただいたとおり、最も最優先に取り組むべきは、第2子の保育料や給食費の無償化など、子育て支援施策の充実であると考えております。少子化に伴う人口減少が進む中、子育てに係る環境整備や経済的な負担の軽減は住民ニーズも高く、また、子育て世帯の移住促進にもつながることから、健全財政の見通しを持った上で、積極的に施策を推進してまいりたいと考えておる次第でございます。二つ目、近年、町内で深刻化する農作物に対する猿による被害への対応と、今後の予防策等の取組についてでありますけれども、猿の目撃や被害に関する通報が、昨年度の4件から、本年度は1月末時点で20件となっており、被害の深刻さが増していると考えております。猟銃による猿の捕獲は大変困難です。過去5年間の平均で、年6頭程度の実績となっていることから、より効果的な対策として、今治市で1年当たり最大79頭の捕獲実績があった猿捕獲用の大型囲いわなを、できるだけ早急に導入したいと考えております。また、今後の予防策としては、園地に猿対策用フェンスを設置することによる有効性や先進地による効果を検証し、補助を検討してまいりたいというふうに考えております。三つ目、本町の代案により、統合を猶予された松山南高等学校砥部分校に対する考え方と、今後の対応につきましては、御案内のとおり、多くの関係者の御尽力により統合が猶予され、本町議会におかれましても、令和4年9月議会におきまして、全会一致で存続を求める意見書を県知事及び県教育委員会に提出されたと承知をしております。私といたしましても、砥部高等学校時代から77年もの長きにわたり、本町とともに歩んできた砥部分校との歴史を、守っていかないといけないと考えております。そのためにも、生徒の募集活動や新カリキュラムの支援など、定員の確保に全力を挙げて取り組んでまいります。80人の定員を継続的に確保するには、下宿生への夕食の支援に加え、松山圏域の生徒に対する通学補助などの新たな支援策も検討し、教育寮トベリエに入寮できなくとも、安心して本町にお子さんを送り出せる支援体制の強化を図ってまいります。以上で三谷議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 今の答弁の中に、私が考えておることと、若干のずれがございました。まずお尋ねします。町長、今、砥部町の人口は何名ですか。

○議長（東勝一） 土居町民課長。

○町民課長（土居透） ただいまの三谷議員の御質問にお答えいたします。最新データでございます。令和7年1月末現在のデータで、2万153名となっております。以上で質問の回答とします。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） ありがとう。1人でもおって、私安心しました。町長ね、私、あなたいじめるんじゃないんです。2万153人は、あなたが乗つとる船に、あなた、船長なんですよ。だから、数だけは、毎月あこを見て、できれば机の上に、砥部町の人口は今月は何人

だと、そして何世帯だと、いうぐらいのことは報告を受けて、絶えず頭の中に2万153人ということ、課長でもじゃ、ごめんなさいよ、答えられたんですから、ここから出てください。このことが、これからお尋ねする、私は、町の首長として要望したいことは何か、第1に、町民の財産と生命を守るのが第1と私は思います。幾らいい政策を挙げられても、例えば今度の南海トラフ地震がある、あれが来たときには、もうこれは当分の間、行政が麻痺してしまいます。で、お尋ねしたい。まず第一歩。仮定の話になりますけど、これは大事なことです。ですから、シミュレーションです。もし、今日あるかもしれない、明日あるかもしれない、あるいは30年ないかもしれないけれど、地震があったら、まずあなたは何をしますか。お尋ねします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問に回答をさせていただきます。まず、毎月、砥部町の人口をしっかりと把握すべきだというお言葉に関しては、全くもってそのとおりだと思います。確かにそういった日々の責任を感じるところで、毎日のように砥部庁舎に入って左側に書いているあの数字を見ることにより、この職務の重責というものを認識し、私のですね、これからの砥部町政運営に、より一層の思いを持って臨めることになると思っています。ですので、そういったところから、一からですね、職員含め、そういった意識を持っていけるように、この町政というものを変えていきたいなというふうに考えている次第でございます。そして、町民の生命と財産を守るという言葉に関して、私は、もう本当に心から同意をいたします。それが、何より私たちがしないといけないことであるというふうに認識をしています。まずですね、防災に関して、今砥部町内でもですね、危機管理の係にもですね、具体的なマニュアルというものをつくることのできないか、そして、なかなか更新ができていない地域防災計画についても、再度、見直しを行っていく必要があるのではないかなというふうな話もですね、副町長、総務課長にしている現状がございます。そういったところから、今できることをしっかりと、先ほどおっしゃいましたけれども、あした起きるかもしれない、半年後かもしれない、10年後かもしれない、そのときに、すぐに対応できる体制というものをですね、この砥部町内、役場内で構築するための動きも始めているというところを、説明させていただければと思います。そして、今、私が起きたときには、災害が、特に地震が想定されましたけれども、起きたときには、まずここに来ることが、私のすることであるというふうに思っています。そして、その状況等をですね、適宜把握する、ここに難しさがあるというのは十分に理解をしております。ですが、そういった専門的な知識を持っている職員もいます。そういったところに具体的な指示というものを、その情報を受け取ったときに、しっかりと出す。その覚悟を持って、砥部町役場に来るというのが、私のまず最初のことかと考えております。以上が回答でございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 今町長言われましたように、いろんな情報が入ってきます。確かに。各住民から、助けてくれ、橋が落ちた、道が崩れとる。必ず起こるのは、携帯電話と固定電

話がパンクするんです。じゃあ、どのようにして役場に連絡するんですか。私は、あえてお願いしたいのは、衛星のあの、あれ携帯電話、あれ衛星でいいんですかね。あれは、町長、やっぱりあなたのところで一つは確保しといて、いかなるね、事が起きても、あれだけは通じますから。やっぱりそこら辺りを、まず、町民からのいろんな申出を受けられる体制をとつといていただきたいのが、まず第1点。そしてね、私、過去において、町民の財産、生命を失うようなことがありました。一つ目、私が4歳、5歳だったんですね、今の城南農協が水浸しになりました。重信川が氾濫して。私5歳ですが、おじいさんが議員しとった関係で、連れて行って、ちょうど面岡さんとこのスタンドのそこら辺から向こうは、もう田んぼですから、見えました。米の俵が浮きよったんです。あれは、怖かったです。二つ目、議員になって間もなく、銚子ダムの仮設道路が崩壊して、町民の方2名が亡くなりました。これは、本当に大変なことでございまして、その当時のことを考えると、胸が痛むぐらい。安眠して寝とる人を土砂がくえたる、これ、一番罪なことなんですね。三つ目、私が議長をしておる時に、松崎町長がいました。目崎川が満タンなって、避難してもらわんといかんという話が出たんですね。それ、そのときに、今のように電話がないんです。レシーバーでやりますから、ザーザーザーザーという音が聞こえない。助役さんは、重松助役さんは麻生小学校に、私と町長、消防団員は土手におりました。しかし、土手の上にピシャーピシャーと流れ出したんです。毛布を3,000枚とパンを確保せんといかん。電話して、岡田パン屋さんに電話しました。パンはそんなにはできませんけれど、努力してあれします。矢野布団店には毛布を3,000枚確保してください。予約は入れましたけれど、持ってこいということが言えないんですよ、それがあれする間。お恥ずかしい話ですけど、私も長靴の中にね、町長、失禁して、クチャクチャクチャ、あんまり怖い風景。松崎町長もほうですよ、失禁しておる、長靴の中でしっこしておりましたよ。そんな恐怖を覚えた。だから、私があえて申し上げるのは、住民の財産をいかにして守ってあげるか。これが、私の一丁目一番地に加えてもらいたいと思うんです。そして、もう一つ。南海トラフが起きたときに、町長、御覧になったと思いますが、あなた、ブルペンで投球しよんじゃなくて、エースとして、もうマウンドに上がったんですから。御案内に、これ見たことありましょ。いつ、最近ですか。これに出るようにね、16人の方が亡くなるんです、予定では。実際もっと多いと思います。そして、370人近い人がけがするんです。病気をしたら、けがをしたら、病院は満タン。そして、亡くなった人がおります。伊予消防管内で、砥部だけじゃないですから。火葬場の方も使えんと思います。そこら辺りを考えていくと、最後に亡くなった人の尊厳に対して、私はこれ、何とか考えていかんといかんというふうに思っております。そのときに1番危惧するのは、砥部町には3,938人、75歳の人口の方がいらっしゃいます。そして、その中で、8人は音声・言語・そしゃくができない方がいるんですね。加えて57人の方は、揺れで自力で脱出できない。自力でもできないし、もちろん自助・公助・共助であげておりますけれども、こういう方を念頭に置いて、どのように対応していくか、はや首長のあなたにかかっということです。たとえ16人亡くなる予想でも、一人でも減すということを念頭に置いて、考えていただきました

い。そして、残念なことは、今度補正に上げております災害対策基金が7,000万です。他の町村見てくださいよ、億がつきますよ。この中で、骨格予算だからやらなんだんかかもしれませんけれど、あそこの東温市なんかでも、伊予市なんかでも、かなりの金額を上げております。やはりそういうことに目をとめて、町民が安心できる、あなたの船に乗ったんですから、絶えず人の動き、人口等を把握しながら、安全運転をしてもらいたい。それについて、答弁。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問に回答をさせていただきます。本当に一人一人の命を守らないといけない、これが私どもの一番の仕事であると認識をしております。様々な御経験を、今のこの公の場で言っていただいたことで、それだけ災害の悲惨さというものをです、ね、職員、議員の皆様、そして、今日傍聴に来ていただいている町民の方々、強く感じている、改めて理解するところもあったんじゃないでしょうか。そういった意識を、まずこの町民の皆さんで共有できたことというのがですね、この議会の意味は本当に強くなっていくものであるというふうに、私自身感じている次第でございます。そして、南海トラフを含め、様々な災害が予想されています。防災マップに関して言っても、私は、砥部町役場の私の執務の机の上に、しっかりと置いているものでございます。こういったものを、やはり啓発するということは、まず必要でありますけれども、様々な災害があるときに、何か起きたときに対応するではなかなか難しいというふうに、私は考えています。その災害が起きたときのために、計画をしっかりとつくるであつたり、今、自助・共助・公助という言葉が言われますけれども、住民の皆様の自助と共助を高めていく政策っていうものを、どのように立案をしていくかであるということ、ですので、災害が起きる前の準備こそが、災害の被害を少なくする一番の効果のある取組であるというふうに、私は理解をしている次第でございます。そして、南海トラフ巨大地震、砥部町の死者数というもののですね、少なさに、もしかすると目が行ってしまうのかもしれませんが、もちろん今おっしゃったように、この町で亡くなる方、そして、つらい思いをする方というのは、本当に多くいらっしゃるということで、事実上目を向けないといけないというふうに考えております。そして、南海トラフ巨大地震が発生したときの1番の問題は何かといったときに、避難の物資であつたり、人材というものが、沿岸部に集中してしまうのではないかという話も言われている次第でございます。そうなってくると、確かに西条市であつたり、ほかの県と連携を結んでいるものの、その辺りのスピード感というものが、内陸の砥部には少し遅れてしまうんじゃないかという懸念もされている次第です。そういったものをです、ね、しっかりと踏まえて、計画を立案するところから始めていくことが、砥部町として、まずできることかなというふうに考えている次第です。そして、災害の基金に対してのお話もありました。砥部町の基金はですね、残念ながら、この十数年で右肩下がりとなっています。公共施設等更新準備基金含めて、基金、貯金というものがですね、減ってきている状況です。そして、財政調整基金に関しても、様々な公共施設の新設等ありましたので、これも減っている状況です。そういったものもしっかりと増やしながら、これらの政策を実現していく、この両輪を回すというのは難しいことかもしれませ

んが、こういった意識を持って、これからの町政をですね、職員とともに取り組んでいきたいというふうに考えています。回答は以上でございます。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 今、るる御答弁いただきました。そして、もう一つつけ加えたいのは、何か。災害が起きました、道もアウト、橋もアウトです。そのときに、御案内のように、3.11 の折に、あるいは能登の折に、考えてみてください。3.11 の折は、仙台空港へ米軍が下りたんです。日本の航空自衛隊で、よう下りなんなんですよ。これが、いかに関連死を防ぐかの、まず一步になろうと思います。能登半島でも、御案内のように、自衛隊の飛行機が能登は行きました。じゃあ、松山は、愛媛はどうか。日本で 19 の空港が自衛隊の飛行機で下りられるんです。なぜか、管理が、国交省が管理しとるからです。四国四県で徳島県は徳島の県が管理しておりますから、自衛隊の飛行機は下りられます。松山、高知、高松、この三県は、下りられんです。ということは、訓練をせなかったら、急に下り言ったって、下りることはできないんです。そこで、私は、前回議長会の会長させていただいた時に、その 19 県の空港に、自衛隊の飛行機が災害の折に下りらるようになしてくれと要望しました。結果的には、国交省等と自衛隊の話合いをするというところまでこぎ着けました。ありがとうございましたとお礼を申し上げるに、今後も、首長において、何かがあったときには、そういうテーマの中で、自衛隊のあれが、松山空港へ下りられるということを要望をしていただきたい。許可を得ておりますので、これが、日本の自衛隊の輸送機なんです。これに、いわゆる関連死を防ぐ材料ちゅうの、いろんなものを積んでいきますので、大事なことなんですよ。後から思たんではいけない。どうかその点も含めて、今後、いろんなところで、その件を取り上げていただきたいと思います。そして、令和 3 年にも、5 月の 21 日に第 4 次改正されました南海トラフ地震の具体的な例として、近畿地方、中部地方を 4 とするならば、近畿は 2、四国の割合は 3、九州は 1 となってるんですね。そん中で、今言いました航空自衛隊の航空機、船舶、航空機が 490、船舶が 530 あるんです。この 530 の中に、松山空港も使えなかったら下りられないんです。これ、大変なことなんですよ。ですから、ここらも含めて、今後の会においてね、自衛隊の飛行機は、空港に下りれるように、ぜひ進めていただくように要望しときます。以上。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問に回答させていただきます。そういったですね、この空港との、災害との関係性についても、お話を聞かせていただく中で、私にとっても理解することができました。この働きかけなどについてはですね、関係団体としっかりと協議しながら、検討してまいる次第でございます。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） これは、先ほどから言うておりますように、関連死を防ぐということの、本当に大変なポイントを持っておるわけでございますので、十分御理解をしていただいたと思います。そして、今、本当に世界中がこのように、トランプさんがああいうふうに関

税主義でやると、何においても力でやるということをやっておりますんで、これは日本においてもね、何が起こるか分からない、日米安全協定ができておりますけれど、あの方の考え方ではね、弾を送るが戦争はおまえがせえよ、自分の国は守れと。私は、不安な気持ちが最近起こってきた。ということは、それは国内に、いろんなことで発生してくるんですね。それを運行していく船長として、そりゃ大変だと思います。自分の思いどおりにいかない、自分が思とるより反対向いていくかもしれない。でも、やっぱり先ほども言いましたように、あなたにパーフェクトポイントを求めるんじゃない、そんな時の最良のスタイルで、砥部丸を運行、古谷丸を運行してもらったら、それでいいんです。そうして、私が言いたいのはもう一つ、少子化・高齢化、よく言われます。言うのは簡単なんです。あの少子化の「化」の上に「草冠」持っていったら花になりますね、フラワーに。村は、花になったら種ができるんです。この発想を、私はあなたに求めているんです。難しいことじゃない、いかに草冠持ってくるか。そうした、あれがね、町民はね、少子化じゃけん金をくれたらいいとか、老齡化じゃけんお金、そんなお金でどうこうするもんじゃないんです。草冠が欲しいんです。提供しましょう、草冠を。これは、みんな課長連中がね、いろいろ考えりゃあできることです。お金を使うんじゃないんですから。この草冠、町長どう思いますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 三谷議員の御質問に回答させていただきます。まず回答としては、考え方としては、とてもすてきな考え方だなと思いましたが、どうしてもこの少子化・高齢化というものはですね、負の側面というか、しんどいことの方がですね、目を向けられがちなところがあるのかなというふうに思います。ですが、このことをですね、決してマイナスに捉えないようにしないといけない、その考え方に関しては、私も心からですね、同意をいたしますし、その考え方がこれからは必要だなというふうに、私も感じました。その一方でですね、町政として何をすべきかというところで、やはり人口減少のスピード感と、緩める低減をさせるっていうために、様々な施策を検討していくことが必要であるというふうに考えています。そして、高齢化社会でありますけれども、こういった時代だからこそ、地域の力を盛り上げていくにはどうすればいいか、そういったところもですね、関係各部署と、今必死に考えているところでございます。ですので、これに対してもですね、しっかりと砥部町としても対策をしつつ、そういった新たな社会にあわせた幸せというものをですね、構築できる諸施策を検討し、進めていきたいというふうに考えている次第でございます。回答としては以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15 番（三谷喜好） 大体、町長のあれをいただき、次は猿でいきますよ。敵も去る者じゃなくて、本当に猿で皆さん困っとんです。読みますと、令和元年から6年までに、猪が砥部町で2,458頭、鹿が55頭、カラスが36羽、猿が32匹、ハクビシンが335、タヌキが352、アナグマが147、合わせて3,420頭が確保されています。先ほどの、町長、猿のことはね、早くやるって言いました。早くやってください。本来議員がね、専決でやれなんていう言葉

は、使えるもんじゃないんですけど、やっぱ粹するのには、今一番実がないんですね、猿が食べるもんが。ですから、このチャンスを、やっぱり逃さないように。大体私の素人の考えですけど、川登群れ、ほいで岩谷口群れ、宮内、大体三つくらいに分かれとるじゃないかと思います。まずそこら辺りを、どのように、課長、今後の検討、どうされるんですか。これ、もう専門職になるから、あなたに聞きます。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 三谷議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、現在、猿の出没については、今年度に入ってから、急激に目撃や被害情報が増えてまいりました。その原因としては、県の調査結果なども参考にすると、砥部町と久谷の間に、群れが確認されておって、その群れがどうやら拡大をしているとのことですので、それに早急に対応するために、今回、大型の囲いわなを御提案させていただくものです。現在、目撃情報というのは、広田地区以外は、意外と地域的な偏りはございません。町内、砥部地区は、ほぼ全域、出没を確認しております。なので、まず最初に着手するのが、今の考え方では、特に群れが確認されております岩谷地区、岩谷口、いずれかの拠点に大型の囲いわなを設置させていただきまして、その捕獲状況を見ながら、今後、他の地域にも波及をさせたいと考えております。以上です。

○議長（東勝一） 三谷議員。

○15番（三谷喜好） 町も放ったわけじゃないし、かなり高額なお金を出しており、764万というものを、令和6年度にはこれに対応して出しております。そのうちの500万は、一般会計から持ち出しておるわけでございまして、国から出るお金ちゅうのは、余り多くない。ならば、やっぱり取るのも一網打尽でやるという方法が一番ベストやないかなと思います。先ほども言いましたように、農協さん動きません。残念です。本来なら営農辺りが来て、町へ、担当課長、補助してください、猿を獲ろうと思いますというのが本当でしょうけれど、間に合いません。行政が、もう最後のとりで、農家の人も最後のお願いで、私どもにそう言うて来ておるんです。どうか、そこらを御理解していただいて、1日でも早く、1匹でも猿を減していくように努力していただくことを要望しまして、私に与えられました一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 三谷喜好議員の質問を終わります。14番面岡利昌議員。

○14番（面岡利昌） 14番面岡でございます。1問質問をいたします。今後の町政の方向性についてでございます。先に行われました町長選挙で、多数の支持を受けられ、若く新しい町長が誕生されたことに対し、大きな期待とともに、少々不安も感じております。砥部に新しい風を吹かせることを掲げて、選挙戦を見事に勝ち抜かれましたが、具体的に、これからどのような改革をされるのか、また、前町長が進めてこられた事業に対する今後の方向性を、併せて町長のお考えをお伺いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。今後の町政の方向性はとの

御質問であります、施政方針、また、先ほどの三谷議員への答弁で申し上げましたとおり、中村町長、佐川町長が進めてこられたまちづくりを礎として、未来に向けて安心できるまちの実現に取り組んでまいります。また、これまでの町長が進めてこられた事業につきましては、その時期において必要なものであったと考えております。けれども、新規事業の実施や既存事業の拡大においては、多くの財源が必要となってまいります。費用対効果の再検証を行い、優先順位を考慮した上で、事業の見直しを行い、健全財政の確保の下で、施策を推進してまいりたいと考えております。以上で面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 古谷町長言われました、従来の今までずっとされた町長さんのやることを引き続いてやるんだということで、というふうに、ちょっと解釈をしたわけですがけれどもですね、今後はそういうことだけではいけない、何か新しい大改革もしていかなければいけないというような、やっぱそういうお考えもあるんじゃないかなろうかと。そういうことを、やはり前面に出されてですね、やっていかれるんじゃないかというんで、その新しいやり方というのを、少し聞かせていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問に回答をさせていただきます。私の考え方としては、これまでの事業に関しては、引き継ぐべきものは引き継ぐ、引き継がないものはしっかりと引き継がないという判断をすることが、重要であるというふうに考えている次第でございます。改革のやり方については、まずですね、職員にしっかりとどういった問題があるのかっていうのを聞きながら、職員と考えていくことも重要であるというふうに考えている次第です。そして、定性的、やるべきだという判断をする際に、定量的なデータに基づいた判断というものも、これからの町政においては重要になってくるというふうに考えています。そういった職員の声、そして、データというものをしっかりと判断基準としながら、町政の改革というか、変化をもたらしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 今までのデータとかいろいろなことを参考にしていくなだと言われておると思いますけれどもですね、やはりこれからは、いろいろ進歩も、世の中の移り変わりといいますかね、そういうのも非常に速くなっております。そういう中でですね、町長がそういう従来のやり方では駄目なんだよと、新しいことを考えていかなければいけないというようなことも強く言われたと思うんですが、その辺りをもう少しですね、具体的に、私はこういうことを重点的にやっていきたいということを、ちょっとお聞かせいただいたらというふうに思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問に回答をさせていただきます。時代の移り変わりの

速さということだと思いますと、デジタル、ITを使った、いわゆるDXというものがございます。これに象徴される、本当に時代の変化というものがあるというふうに考えています。この点については、この町の役場の中においても、しっかりと進めていくことが必要である、これが移り変わりに対応する一つの方法論であるというふうに考えております。ですので、そういった最新技術の適用というものは、積極的に進めていきたいなというふうに考えておる次第でございます。もちろんですね、再三施政方針から申し上げていますが、選択と集中というものをしないといけないというものは、私のこの政治を進めるというか、町政を進める上での前提でございます。それをしっかりとするから、未来への投資、そういった移り変わりの早い技術への投資も可能になるというふうに考えている次第でございます。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 優先順位を、ほかを優先されるものから進めていきたいというのを大体言われますね、皆さん。そのですね、優先順位ということでございますけれどもですね、今人口減少も進んでおってですね、子どもね、若い家庭を優遇をして、人口減少が少しでも遅くなるようなことを考えていきたいというような、そういう考えは、町長持たれてますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の質問に回答をさせていただきます。そこに関しては、しっかりと持っておる次第でございます。それは、施政方針であったり、私の公約の中にあるように、人口減少のスピードを緩めることによって、縮減型社会を目指すというところが、一つ、町政においても重要な観点なのかなというふうに思っておる次第でございます。以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 具体的に遅くなるように、若い人が今後夢や希望が持てるようなことをやるというような、といいますかね、分かりやすく簡単に、そういうことを言っていたらと。それと、やはりいろいろなことをすることにおいてもですね、財源の問題もございます。そこら辺りもセットで、そういうことをやられるならばですね、ちゃんとこう説明をしていただいたら、安心ができるかなと思います。そこら辺り、お聞かせください。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の質問に回答をさせていただきます。若い世代がしっかりと未来を描けるような、そういった施策というところで言いますと、私が政策に上げている一つでもあります、第2子の保育料完全無償化などを通してですね、しっかりと早く進めていくことによって、財政的な経済的な負担というものの軽減を図っていききたいと。やはり子育て世代の方が一番感じられる負担というものは、様々な調査などでも経済的なものだというのがはっきりと出ている状況でございます。ですので、そういったものをですね、交付金を利用した子育て世代への助成事業、若年出産世帯応援事業であったり、多子世帯引越し費用助成事業などですね、現金給付などもですね、県や国の補助金などを、主に県の補助金を

活用して行っている次第でございます。そういったものをですね、しっかりと活用しながら、包括的に子育て世代の支援のサポートを行っていく、それにより、経済的な負担の軽減を図り、若い世代が未来を描けるようなまちにつなげていきたいというふうに考えている次第でございます。回答としては以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） そういうふうに若い世代がやっていきやすい世の中をつくるということですね、具体的に第1子、第2子の保育料、無料にしますよとか、そういうことは方針として考えておられますか。給食費も含めてであります。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問に回答をさせていただきます。しっかりと私の考えの中にもありますし、これに関しては職員としっかりと共有をし、一刻も早く実現をできるようにという形で動いている次第でございます。特に給食費に関して言うと、国もですね、2026年度からできるだけ早くという話を、先日していたというふうに記憶をしています。そういったものを併せていくことによって、すぐ、比較的早く実現できることがあるんじゃないかというふうに、私も期待している次第です。ですので、そういったところは考えておりますし、その担当部局とも、しっかりと会話をさせていただきながら、今も動いている最中でございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌）しっかりと対応を考えておると言われておりますけれども、いずれにいたしましても、財源が必要でございます。その財源をつくるためにですね、各官庁と言われるんですか、県とか国、そういうところへもアプローチ、そういうつながりもしっかりとしていかなければいけないしですね、町自身でも自主財源をどのようにして少しでも増やしていくとか、そういう具体的なことは、考えられておりますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の質問に回答をさせていただきます。国や県の補助金に関して言うと、しっかりと担当の各部局も注視をしながら、何とか取ってくることによって、私たちの自主財源というものを使わずやる方法というのを、必死に考えているというふうに各課長からも聞いています。ですので、そこに関してはですね、しっかりとこれから進めてまいりますし、財源の確保ということは、本当に砥部町においても、これからしっかりとやっていかないといけないというところでございます。先ほど申し上げた子育て世代の支援については、その財源のところに関して言いますと、しっかりと事業の見直しを行いながら、スライドをさせるなどしながら、財源の確保に励んでいきたいなというふうに思っております。そして、砥部町の自主財源、稼げる砥部町になるためにということが、砥部町の大きな課題であるというふうに考えています。それをどのように行っていくのかというところもですね、しっかりと一から考えないといけない、そういったところもあると思っています。そういったこともですね、しっかりと、1年、2年ではなくて、もっと長期のスパンで考えら

れるようにしていきたいなというふうに考えておりますので、その辺りもしっかりと検討をしていきたいと思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 考えておられる、いろいろなことを、ともいうふうに言われましたけれどもですね、具体的にどういうことをやるか、どこを、いろいろなパイプを持たれて、町長が、どこどこの企業を誘致しますよとか、そういうところと連携した町で何かを起こすとかいう、もうこれ喫緊の課題でございますが、そういうことはあるかもしれんけど今は言えないとか、そこら辺りを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の質問に回答させていただきます。具体的な企業などについて、今申し上げられるものはないというのが回答ではございます。それが今の状況でございますが、砥部町はベッドタウンとして発展した町だと私も認識しています。私自身はそういった形で、外から、父の代、私の代で入ってきた世代になっております。そういった中で、企業の誘致が進んでいないというところは問題であると考えておりますので、そういったこともですね、関係各課としっかりと協議をしながら、先ほども申し上げましたが、しっかりと計画を考える、ビジョンを持って遂行するということが必要になってくる分野、特にそういった分野であるというふうに考えておりますので、そういった進め方をしっかりと実現をしながらやっていきたいなというふうに思っております。回答としては以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） しっかりとしていきたいというふうに、今考えられておられますしね、部局と町ですね、皆さん、課長さんらでしょうね、皆さん方も協力をしてやっていくんだという言われたと思いますが、町長自身もですね、もうしっかりとそういうふうにアンテナを張って、近隣の首長さんらとも連携をされてですね、自主的に、自分が先頭に立ってやっていくんだというような、力強い、そういうパフォーマンスというか、お考えを一つ、聞かしていただきたいと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の質問に回答させていただきます。トップセールスと言われるものに関しての御質問だと理解をしました。私もですね、しっかりとそういったところには取り組んでいきたいというふうに考えております。情報発信であったりですね、民間出身の企業とのつながりというものはですね、私の大きな武器であるというふうに考えておりますので、そういった長所もしっかりと生かしながら、それを少しでも還元できるように努力をしてまいります。回答としては以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14 番（面岡利昌） 町長に、そういう、とにかく努力をして頑張るよというふうに受け取っておりますので、これを期待をいたしましてですね、これで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 面岡利昌議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。13番佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 13番佐々木隆雄でございます。一般質問に入る前に、私個人的な意味合いも含めてなんですが、ロシアがウクライナを侵攻して、丸3年がたちました。あの侵攻があった時に、私は、砥部町から抗議の声を出したいというふうなことを申し上げまして、議員の皆さんの賛同も得まして、町議会として決議をいたしました。申し訳ありませんが、少しこの文章を、まず最初に紹介させてください。ちなみに私は、今日はバッチも付けてまいりました。我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。このような力による一方的な現状変更を試みる行為は、戦後における国際秩序の根幹を揺るがすとともに、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する明白な国際法・国連憲章違反であることから、断じて容認することはできない。また、このことは、国連軍縮会議場にある砥部焼の巨大地球儀「生命の碧い星」を寄贈した本町の世界平和を願う気持ちを踏みにじるものである。よって、本町議会は、今回のロシアによる一連の軍事侵攻に抗議と非難の意を強く表明するとともに、ロシア軍の即時撤退、国際法の遵守を強く求める。以上、決議する。令和4年3月18日、愛媛県砥部町議会。このような決議を送りました。残念ながら3年たった今も、まだウクライナは落ち着いておりません。というよりも、世界を巻き込んで、本当にこれからいよいよ大変な状況になってくるというふうなことも予測されます。そういった意味で、私は今、この砥部町議会で決議した文書を改めて読ませていただき、皆さん方にもこの状況をですね、やっぱりそのままにはしておけないというふうな認識を、周りの方にも広げていくことも大事じゃないかなというふうなことを、まず訴えさせていただきたいと思います。それでは、一般質問に移らせていただきます。今回は、大きく2点準備をさせていただきました。1点目は、従来ですと予算を伴う提案がされて、それに対しての質疑という形で来ておりますが、今回は、新たに町長が誕生したということもあり、細かなところが出ておりませんでしたので、私は、1点目は町長が選挙に臨んで、いろんなところでお話しされたり、ネットに上げていた、また文章として出されているんだ、そういうなものから、政策集の中から、以下のような3点について質問をいたします。まず1点目です。「子育て支援を積極的に大胆に」といった項目では、給食費の段階的な補助の拡大、将来的な無償化へとありますが、この実現に向けた道筋や見通しは。2点目は「つながり、見守る安心な町へ」、この中で、南海トラフ巨大地震への対応が示されておま

す。先ほどの三谷議員との質疑の中にも等々とありましたが、少し私は、その前に、起きてからというのではなくて、地震が起きてですね、伊方原発というのが、いつも議論になっておりますが、この巨大地震発生時の伊方原発の安全性について、様々な諸説がございます。町長自身は、この稼働について、どのようなお考えを持ってるんでしょうか。3点目は「選択と集中、未来への投資の推進」、ここのところでは、事業や公共施設の見直しとあります。今考えている具体的な内容があれば、教えていただきたい。以上3点について、町長の御所見をお伺いいたします。2点目に移ります。難聴者が判別できる、そういった取組ができないだろうかということです。聞こえない、聞こえにくいことによって、日常生活の中で人知れず苦勞することがあると思います。視覚障がい者や難聴の人にとっては、一目では障がいが分かりにくいので、誤解や不利益を受けたり、危険にさらされるなど、社会生活する上での不安がつきまといえます。聞こえない、聞こえにくいことが相手に伝われば、相手の対応や配慮も変わってくると思いますが、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、全難聴というふうな団体がございますが、そこが取り組んでおります「耳マーク」の啓発などを参考に、砥部町でも積極的に取り組んではいかがでしょうか。これは、私が選挙が終わった後、ある町民の方から、自分の体験をもとに相談といいますか、砥部町にぜひこういうふうな訴えをしてほしいというふうな声がありました。早速これを、この議会で取り上げることにいたしました。以上です。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。初めに、町長の未来ビジョンを問うとの御質問ですが、まず、「子育て支援を積極的に大胆に」につきましましては、給食費の無償化に向け、段階的に補助を拡大する方針でございます。学校給食費の保護者負担支援については、本年度は、給食費の単価改正による増加分を町が負担しておりますが、令和7年度におきましても、引き続き同様の支援、こちらは実施したいと考えております。給食費の無償化には多額の財源を要することから、来年度の保護者負担額は現状維持とし、財源を確保した上で、早期に無償化を実現したいと考えておりますが、国において、小学校を念頭に26年度の制度化を目指し、中学校への拡大を速やかに実現するといった動きが出てまいりましたので、国の動向次第では、無償化への加速化が図れるのではないかと期待しております。二つ目、「つながり、見守る安心なまち」に関連して、伊方発電所の安全性についての御質問ですが、原子力発電はエネルギー効率に優れ、地球温暖化対策としても有効であり、安定的な電力供給が見込めるものですが、その大前提は安全性の確保であると考えております。伊方発電所においては、国の基準や県独自に要請した安全対策など、厳正な審査確認がされるとともに、正常状態以外の全ての事象について公表する「えひめ方式」による対策が構築されております。また、ドローンによる情報収集体制など、最新の技術を取り入れながら、防災対策の充実・強化に取り組んでおり、引き続き県の原子力対策への取組を注視してまいりたいと考えております。三つ目、「選択と集中、未来への投資の推進」につきまして、まず、ソフト事業におきまして、目標を達成している又は成果の低い事業を見直し、限

られた財源や人材を有効活用することにより、新規事業を検討してまいりたいと考えております。また、ハード事業におきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の改修、統廃合を進めております。統廃合により、空いた施設や用地につきましては、地域や民間事業者への貸出し、近隣公共施設の駐車場としての活用を進めております。なお、インフラ施設におきましても、施設及び設備の点検結果並びに個別施設の長寿命化修繕計画に基づき、優先順位を決めて計画的に修繕や更新をするとともに、必要性が低下した施設及び維持管理を効率化できる施設につきましては、集約化を図ってまいります。いずれにしましても、公共施設の在り方につきましては、健全な行財政運営に直結する課題であり、住民ニーズに応じた公共サービスの提供を維持しながら、施設の最適化と民間活力の活用を幅広く検討してまいりたいと考えております。次に、大枠2点目となる難聴者が判別できる取組をとの御質問ですが、佐々木隆雄議員御指摘の「耳マーク」は、県内でも幾つかの自治体や金融機関において、耳が不自由な方に対し、必要な援助を行うための意思表示ツールとして、導入が進められております。本町におきましては、来年度から窓口における難聴者への支援として、軟骨伝導イヤホンを導入することとしておりますが、耳マークにつきましても、援助が必要であるとの意思表示として活用してまいりたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） まず、1点目のビジョンのところの最初の給食費の関係ですが、少しおさらいをさせていただきますと、2023年、令和5年の1月から3月、それから、その年の2学期・3学期、無償化をいたしました。本当にたくさんの保護者から歓迎されました。学校の関係者の方も含めて、本当に無償化、喜んでいただけました。残念ながら、今また、元のおりに返ったと。ただし、原材料の値上がりの分については、町が負担しているというふうなことは、それからまた、これからも方法は変わらないということではあるんですけども、現在、私のところで仕入れた情報では、約3割、547の自治体が無償化に取り組んでおります。県内では、四国中央市、愛南町が実施しているかと思います。さらに、皆さんも御存知のように、この4月から、松前町でもスタートするような運びになっております。学校給食費を自治体等で補助することを妨げるものではないとか、無償化は自治体において判断すべきものといったような政府の答弁も、過去に何回か出されております。そういった意味で、国の動向を、もちろん財政問題もあるんですけども、砥部町でやっぱり、もちろんこれもね、国からのお金を使って実施したことではあるんですけども、町民の皆さんが、もう一度早く無償化してほしいという声、たくさん出ておりますし、今の答弁でも、少し早まるかもしれないというふうなことではありましたが、思い切って町単独でもやってはどうかというふうなことを、私の思いを含めて、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問に回答させていただきます。以前砥部町もですね、令和4年度につきまして、3学期のみの無償化、こちらですね、1,950万円の予算が

かかっております。令和5年度、2学期・3学期のみの無償化で言うと、総額4,840万円ほどかかっている状況でございます。砥部町の一般予算の令和7年度の予算規模で言いますと、95億円弱というところでございます。それだけの規模感というものをですね、すぐに単費ということは非常に難しいというふうに考えておりますが、できる限りの補助というものはしていきたい。それは、2026年度に国が無償化する上でもですね、今年度困る保護者の方っていうのはいるという前提で、できる限りのサポートをしていきたいというふうに考えている次第でございます。ですので、その努力はしていくということをですね、この場では回答とさせていただきます。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 過去何回か、いろんな場で給食費の無償化の話はさせていただき、大体1億円余りは必要だというふうなことで、今の町長答弁にもありましたようにですね、それだけを、今すぐにというのは難しいということも理解はできます。一つは、そういうようなことを理解した上で、町議会でもですね、一度、これは国に対してなんですけども、無償化をしてほしいんだというふうなことで、意見書を出した。前期の時の議会ではありますが、そういう、議員自身もですね、我々の議会でもそういうことを、やっぱりもちろん国がすべきだというふうなことを念頭に置きながら、取り組んでまいりました。引き続きですね、早急にこれが実現できるように、町長はじめ関係者の皆さんの努力を期待したいと思います。できる限り早期に実現していったほしいと思います。2点目のところで、原発問題について、なかなか難しいという部分があるかと思いますが、その前にお聞きしたいんですが、先ほど三谷議員の質問の中にですね、町の防災計画の見直しが遅れているというふうなお話があったんですが、現状を少し紹介していただけますか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えさせていただきます。地域防災計画につきましては、平成26年度に大幅な計画の見直しを行っております。これにつきましては、国・県の方から被害想定が改められたことを受けまして、改定をしておるものでございます。地域防災計画、それ以降につきましてはですね、今現状に即した文言の整理でありますとか、組織図の見直し等は行っておりますけども、また、この3月末に国の方が被害想定の見直し結果を出すということでございますので、県の被害想定分析を終えた上でですね、新たに地域防災計画の更新に移ってまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） その防災計画の中でですね、伊方原発の事故が発生したというふうな想定での砥部町の対応に関するような記述については、どうなっておりますか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えさせていただきます。原子力発電の事故に関してですね、避難者の受入れであったり、地域住民への周知広報等に関する記載

はございます。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 以前の状況でもそうだったんですけども、砥部町に直接的な被害があるとかいう想定には、やっぱりなってないんですね。あくまでも受入れのことでしか、この防災計画の中には触れられていないということなんですけども、これはやっぱり議論が本当にたくさんあって、いやそうじゃないんじゃないかというふうな方もおいでますし、いずれにしても、不安に思ってる町民は、本当に多いと思います。少しこの間の状況を見てみますと、2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災での福島第一原発事故は、当時、原発が稼働中であつたため、苛酷な事故に至りました。昨年 1 月に発生した能登半島地震では、海岸線の隆起、土砂崩れ、家屋の倒壊、避難道路の寸断など、大災害を起こしました。原発近くの珠洲市に計画されていた原発の建設が見送られたことや、志賀原発が長期間運転を止めていたため、苛酷事故を回避できました。愛媛県でも、昨年 2 月 26 日と 4 月 17 日に大きな地震があり、特に 4 月の地震では、南予でマグニチュード 6.6、震度 6 弱の大きな揺れを観測いたしました。県内では、東中南予を問わず、先ほど言いましたように、地震があるたびに「原発は、伊方原発は大丈夫か」、そういった不安に駆られております。原発が止まっていれば、また止めてからの日数が長いほど、苛酷事故の危険性は下がる、そういうのが能登半島の地震の教訓ではないでしょうか。南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率は、70%から 80%と言われております。こういったいろんな状況を踏まえ、どうしても原発問題は、町長の答弁にもありましたが、エネルギーの問題と関係してくるので、原発とエネルギー、切り離すことはできません。政府は、第 7 次エネルギー基本計画を閣議決定いたしました。そこでは、何とこれまでは「可能な限り原発依存度を低減する」、その表現を削除してしまいました。その代わりに「最大限活用する」、大きな方向が転換されました。「2040 年度の電源構成に占める割合を 2 割程度とする」、そういった目標で、それを実際にやるとなれば、現在稼働している原発の 2 倍以上の想定になってきます。さらには、運転期間が 60 年以上、そういった老朽原発があちこちで動く、そういったことにもなってまいります。こういった政府案への意見公募に、4 万件を超える意見が寄せられました。もちろん推進する意見もありますが、やはり原発は、安全性、経済性、将来性のリスクが大きく、ゼロに転換すべきじゃないか、そういった意見もあります。しかし、政府は「懸念の声があることを真摯に受け止める必要がある」とだけ追記しております。伊方原発は、中央構造線の活断層帯が直前にあり、地下は南海トラフの震源域があり、二重に巨大地震の脅威にさらされております。また、増え続ける使用済み核燃料の最終処分についても、見通しがありません。3 号機のプールで管理できるのは、約 1,600 体のところ現在 1,475 体保管しております。今年 7 月には、最大 1,200 体を保管する乾式貯蔵施設の運用が始まる、そういった予定になっておりますが、将来にわたって構外へ搬出する、そういった具体的な計画は決まっております。そうなると「伊方が反永久的な貯蔵場所になるおそれがあります」といったような、様々な不安もあります。そんな中で、この県の対応にしましてもですね、やはりもう少し、そういう

いろんな危険性がある中で、本来こういった第7次のエネルギー計画についても、見直すことが必要じゃないかというふうなことを、県のトップである知事の方からも、国の方に申し入れていただくようなことも必要ではないかと思います。これは、私の思いなんですけども、今等々と述べたようなことの感想を含めて、こういった、今たちまち出ておりますエネルギーの問題について、特に第7次のエネルギーの基本計画、削減から最大活用なんていう大きな変換があったほどですね、そういうものをそのままにしておいていいのかというふうなこともありますので、ぜひ知事の方に、そういった意見具申もしていただきたいというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問に回答させていただきます。様々な問題をですね、データを持って説明をしていただきありがとうございました。そういった各種の状況をしっかりと注視しながら、近隣自治体の動向などをしっかりと確認しながらですね、その知事への提言についても、検討をしていきたいというふうに考えています。回答としては以上でございます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 原発問題、ここでずっと時間かけているわけにもいきませんので、ぜひ様々な意見があるということを含めて、おくみ取りいただければと思います。3番目の事業の見直し等々の関係では、具体的に聞いて申し訳ないんですが、たまたま私は原町に住んでおりまして、町内に麻生幼稚園、既にもう廃園になっておりますが、この跡をどう活用するんだというふうなことが、やっぱり町民から出されております。分かる範囲でお答えいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの佐々木隆雄議員の御質問に対する回答をいたします。麻生幼稚園につきましては、前年度、去年からいろいろ提案がありまして、公募、一般の公募とかをしてきました。ただ、それは計画で終わってしまったんですが、今も何点か問合せがあって、利活用したいというような提案はいただいております。ただ、今後それが、上原町とか原町地区で、本当にそれが実現可能なかどうか、そういう検証も含めて、今後協議に移っていくところです。今、現在進行形でございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 引き続き、利活用できますように努力していただきたいと思います。大きな2番目のところに移りますが、ぜひ耳マークについても、活用できるようにやっていきたいというふうなことで答弁いただきましたので、ぜひ進めていただければと思いますが、私自身が個人的な体験なんですけど、これだけちょっと紹介させてください。大分昔の話になるんですが、ひまわり号という名前前で、障がい者の人たちと旅行をするような、そういう取組をやっております。私も、何年もその事務局なんかも務めました。いろんな障がいを

持たれた方が、やっぱりボランティアの人の助けを得て、船で1日旅行することがありました。私ちょうどそのときに事務局長をしております、点呼をするんですけども、1人だけ来ない方がいたんですね。そのときに名簿をしっかりと見てればよかったんですけども、その方が、やっぱり難聴の方だったということが後で分かったんですけども、マイクで放送して、例えばどこそこに、船ですから、甲板にね集まってくださいと。それぞれの班から報告があって、一つの班だけ、何とかさんがおりません。あんなにマイクで放送して、何で来ないんだみたいなねことで焦って、まあでももう船は出発してますし、間違いなく人数が出てるということです。その方も乗っているのは乗っているということだったんですけども、本当にその方が、何かね身につけて、私は耳が少し不自由なんですというようなことが分かれば、そういうことにもならなかったんだと思うんですけど、それぞれ事務局のスタッフが、一生懸命何とかさん何とかさんなんてやったんだけど、何分本人さん、お耳が不自由だったものですから、そういう呼びかけにも応えられなかったと。たまたまそれは、もう船というね、一つのもう空間ではありますが、まとまった密室みたいなものですから、大事には至らなかったんですけども、そんな経験もいたしましたんで、やはり判別ができれば、そういうこともなかったんだなというふうなことを思い出しましたんで、ちょっと紹介もさせていただいて、この問題については、引き続き担当の皆さんにも一生懸命やっていただくようお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。続いて質問を受けます。大平将司議員。

○1番（大平将司） 議席番号1番の大平将司でございます。質問に入る前に、何度も古谷新町長にお会いし、お祝いの言葉を述べさせていただいておりますが、この議場の場で改めて申し上げたいと思います。新町長御就任おめでとうございます。「砥部を守りたい。そのために政治を変える。一緒に」と、私はその言葉に感化されました。私も同じ新人として、新町長とともに、地元愛を大切にしながら、精査琢磨し、住みよい砥部町をつくりたい次第です。御活躍をされることを心より期待しております。それでは、通告に従いまして3点質問させていただきます。1点目ですが、SNSを利用した効果的な情報発信について、質問させていただきます。SNSは、日常生活やビジネス活動など様々な場面で利用されており、今や必要不可欠なツールであることから、町の広報活動でもSNSを最大限活用すべきと考えます。一口にSNSといってもサービスは多種多様で、プッシュ型の情報伝達やアンケート機能のあるLINEやリアルタイムでの発信や情報を拡散しやすいX、写真と動画の共有が簡単で検索性に優れているインスタグラムなど、サービスごとに特徴が異なります。本町でも、SNSによる広報を行っていますが、SNSの特徴を生かした効果的な情報発信という点では少し物足りなさを感じます。砥部町に関係しているものは全て発信するような、オール砥部での発信が重要であり、例えば地域活動を応援する目的で、イベントのリアルタイム発信や情報拡散するX、砥部分校の定員確保活動として卒業生の活躍や校内活動を写真や動画で発信するインスタグラム、とべもりエリアの情報や本町出身の各界で活躍されている

人物紹介など、県外の人に本町の存在を知ってもらうきっかけになり、砥部町に住む子どもたちにも夢を与えることができます。町の情報発信を今後どのように戦略的に進めていくつもりか、町長の御所見をお伺いします。次に２点目に移ります。安心安全な給食の提供と持続可能な農業の推進について、質問させていただきます。食料自給率の向上や輸入肥料、農薬に頼らない食料生産が課題となる中、砥部町は広田地区の高原野菜やかんきつなどの栽培が盛んな自然豊かで農家に適した町であり、環境にやさしい地域環境共生モデルが実現可能な町であると考えます。地域農業の振興策の一つとして、学校給食との連携が全国的に注目されており、国でも積極的な支援を始めています。先進地である今治市では、市内の農家やＪＡと連携して、学校給食として買い取るにより、農家は安心して作付けができ、子どもたちの食育や環境保全につなげていく地域ぐるみでの取組を行っています。本町では、第２次砥部町総合計画後期基本計画の中で、学校給食における地域地産地消率町内産について、令和３年度実績４．１％を９年度には４．５％とする目標を掲げていますが、先進地に挙げた今治市の状況からは大きな開きがあり、先進地と事情が異なることは理解できますが、一見すると消極的にも思います。砥部町の安心安全な給食の提供と持続可能な農業の推進について、今後どのように進めていくつもりか、町長の御所見をお伺いします。次に３点目に移ります。空き家対策について質問させていただきます。総務省が発表した２０２３年１０月時点の住宅・土地統計調査によると、国内の住宅総数に占める空き家の割合は過去最高となる１３．８％で、都道府県別では和歌山県と徳島県の２１．２％が最も高く、愛媛県は全国７位の１９．８％でした。町内にも所有者の適切な管理がされておらず、状態の悪い空き家が多く見受けられますが、空き家等の状態を悪化させないためには、早期の発見、把握が重要であり、本町では著しく不適切である空き家等に対して、どのような段階を経て措置を講じているか、町長の御所見をお伺いします。以上でございます。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えします。はじめに、ＳＮＳを利用した効果的な情報発信についての御質問ですが、本町におきまして、現在、公式に発信しているＳＮＳは、ＬＩＮＥのみとなっております。このＬＩＮＥの活用につきましては、サービスの特徴から、町民向けの情報や災害時における緊急情報を発信する広報機能として導入をしています。イベントや観光情報につきましては、砥部町観光協会におきまして、インスタグラム、フェイスブック、旧ツイッターＸを運用しており、事務局の商工観光課から情報発信を行っております。また、砥部分校におきましては、昨年度から公式インスタグラムを開設し、校内活動や生徒の全国募集に向け、魅力を存分に発信されています。また、砥部焼を愛する砥部焼大使の有志の皆さまもインスタグラムを活用し、その魅力を発信されています。私自身もインスタグラムを開設しておりますが、ＳＮＳを効果的に活用することで、まちの魅力を発信し、観光客誘致や移住促進、地域活性化につながるまちのプロモーションにおいても、欠かせない有効なツールであると考えております。皆様とともに、まずは相互リンクによる、オール砥部での地域の情報を共有するプラットフォームを形成できればと考えている次第で

ございます。次に、安心安全な給食の提供と持続可能な農業の推進についてとの御質問ですが、まず、本町における学校給食の地産地消率の目標値につきましては、材料費の総額に対する町内で調達した材料費の割合で算出しておりまして、令和5年度種類別における地産地消率は、野菜類が13.7%、米が26.2%となっております。材料につきましては、可能な限り町内での調達を考えておりますが、1日当たり約1,800食の材料が必要であり、町内で対応できる生産量が限られているとともに、年間を通じてまとまった量を確保することが難しいのが現状となっております。今後におきましても、町内や国内で生産されている材料を可能な限り利用することにより、安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。また、持続可能な農業の推進につきましては、本町におきましても、国が推進する「みどりの食料システム戦略」を見据え、環境を重視した農業を目指すよう考えております。一方で、輸入肥料や農薬に頼らない農業は、農産物の品質低下や生産量の減少などにより、農家所得の悪化が懸念されることから、中長期の視野で、経済性と環境負荷軽減を両立しながら、持続可能な農業を実現できるよう、研究してまいりたいと考えております。なお、学校給食を起点にした農業振興をとのことですが、学校給食の買取りのみで農家の生計は成り立たないことから、出荷先は既存の流通先とのバランスを考慮する必要があり、今後は環境保全型農業を推進しつつ、農家の収益を最大化する方法を見据えながら、学校給食との連携についても検討してまいりたいと考えております。最後に、空き家対策についてとの御質問ですが、住宅・土地統計調査による町内の空き家は、全体の14%、1,380戸であり、令和3年度の空き家実態調査では、倒壊の危険性が高い空き家が51戸となっております。本町におきましては、砥部町空家等対策計画に基づき、実態把握や発生抑制、適正管理の推進などに取り組んでおり、現在、実態調査の結果や住民からの通報をもとに、所有者に対し、除却費用の助成制度を案内するなど、適切な管理を依頼するとともに、特定空き家等に該当する場合は、勧告、命令等の措置を段階的に講じております。空き家対策には、行政のみならず、地域住民や関係機関との連携が重要であり、引き続き連携を図りながら、対策の推進に努めてまいります。以上で大平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） まず1点目ですが、前向きな御返答いただきありがとうございます。本町として、今でもツールを駆使し、情報発信を行っているということでしたが、例えばなんですけれども、川登地区の「旧庄屋坪内家」で開催されている「とべとべ川登市場」とか「そうめん流し」、あと、広田地区の「道の駅ひろた」で開催されている「アマゴの塩焼販売」とか、再開予定の権現山の「そうめん流し」など、きめ細やかな地域活動のイベントまで、幅広くリアルタイムで発信をしていただき、何度でも見てもらう努力をしてもらえたら、地域が活性すると思っております。このことについてはですね、関係者の努力に期待したいと思っております。よろしくお願いします。1点目の質問は以上で終わります。次に、2点目ですが、こちらもすぐ前向きな御返答いただきましてありがとうございます。地産地消率については、数値の導き方の違いがあるようですので、数値を導くための計算式を表示して

もらったりとか、何種類かの地産地消率を提示したらどうかと思います。また、今すぐには地産地消率を上げることが難しいと私も考えており、先進地では、先を見据えて 10 年から 15 年をかけ、農家を育てる仕組みをつくり、地産地消率を上げています。長い目線で検討していただきたいと思います。次に、無農薬の農産物についてなんですけれども、先進地でも地産地消率の大体 1 割程度ですので、まずは地産地消率を上げてから検討し、考えていただけたらと思います。これらの内容について、関係者の努力に、こちらの方にもちょっと期待をさせていただきたいと思います。2 点目の質問も、これで、以上で終わります。次に、3 点目ですが、こちらもすごい前向きな返答いただいてありがとうございます。空き家等の適切な管理については、先ほど町長もおっしゃったように、ホームページでは建設課が周知しております。平成 30 年度から、10 年間の砥部町空き家等対策計画も公表されています。ただ、空き家の状態の悪化は刻一刻と進んでおり、被害を受けそうで不安に思われている方や、既に被害を受けている近隣住民の方は、どこに相談すればよいのか分からない方がいらっしゃるようです。実際私も、町民の方からそういった御意見をいただきました。確かにホームページの方では、壊れかけの建物に対しての今後の進め方、所有者に対しての内容については、すごく内容を濃く提示されてるようなんですけれども、どちらかというとな近隣の方に対しての対処方法というのが、少し少なく感じます。もっと明確に、窓口についても、再度周知されたらどうかと思います。今後でもですね、こういったふうに、町民の方に分かりやすい行政を目指していただきたいと思います。そちらについて、ちょっとどのようにお考えか、御意見をお聞きしたいです。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問に回答させていただきます。3 点目の空き家対策についての窓口、特に空き家の所有者ではなく、近隣の方の不安というものの相談窓口のことについての質問であると、理解をさせていただきました。この現状について、町民の皆さんからそういった御意見いただいたということについても、私どもとして理解しました。現状がですね、どれほど町民の方に届いているのかということを検証し、それに対する対応についても検討をしていきたいというふうに考えております。答弁としては以上でございます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1 番（大平将司） 今後対応していただけるという御回答をいただきまして、ありがとうございます。今後町民の方に分かりやすい周知っていうのを、今回空き家のみならず、全体的に考えていただけたらと思います。以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 大平将司議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後 1 時 10 分の予定です。

午前 11 時 40 分 休憩

○議長（東勝一） それでは再開します。4 番高橋久美議員。

○4 番（高橋久美） 4 番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので、2 点質問させていただきます。1 月 26 日に行われた選挙では、新町長が誕生されました。多くの注目を集め、町政に関心を持つ機運が高まっています。本日も午前中より多くの傍聴の方が来られた中での議会となりました。この機会に、1 票の重みを考える投票行動について知っていただきたく、第 1 問の質問を取り上げました。1 問目は、オンラインを活用した不在者投票手続の導入をです。不在者投票は、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に、本人が投票用紙を請求する申請書を郵送又は直接申請する必要があります。封筒や切手の準備など手間と時間がかかります。その後、投票用紙など必要書類が交付されますと、滞在先や転居先の選管に持参して投票しますが、投票期間は投票日前日までとなっております。郵送に日数を要するとともに、特に町村の選挙は期間が短いため、確実に行えるよう早めの請求が必要となります。学業や仕事の都合で遠隔地に滞在するなど、滞在先で選挙人名簿に登録されていない人が不在者投票をする際の利便性を向上させるため、国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用した電子申請を本町でも導入してはいかがでしょうか。県内では既に四国中央市や大洲市で導入されており、投票しやすい環境を整えて、投票率のアップにもつながることが期待されます。町長の御所見をお伺いいたします。2 問目です。先ほど、子育て支援を前面に町長が打ち出されました。若い世代が安心して働き、家庭を持ち、子どもを育てられる環境を整えるために、社会に出る就職のタイミングで、若者支援が必要と考えてこの質問を選びました。2 問目は、町独自の奨学金返還支援をです。日本学生機構の調査によると、大学生の奨学金利用率は近年増加しており、学生の 2 人に 1 人は何らかの奨学金を受給している状況です。奨学金は本来、経済的理由によって進学への格差が生じないように、進学意欲がある若者へ公平に進学の機会を与える重要な制度です。おおむね卒業から半年後に始まる、最長で 15 年から 20 年と言われておりますが、貸与型奨学金の返還は若者の経済的負担につながっております。先日も、愛媛新聞の声の欄に取り上げられておりました。この返済の期間は、将来の生活設計や結婚、出産、子育てなどのライフイベントにも影響してきます。令和 3 年にも奨学金支援に関する一般質問をさせていただきましたが、その際の答弁では、支援制度を実施する県や他市町の事例を参考に検討してくださるとのことであり、今のところ実現には至っておりません。また、県の制度は、対象の職種が限られており、ものづくりと IT 関連、観光になっております。U ターンする若い世代への支援には、これは不十分ではないでしょうか。本町は松山市のベッドタウンであり、町内から通勤する若者も多いため、人材確保や若者の定住促進の視点からも、町内や近隣市町へ就職した若者を対象にして、ふるさと納税や人口減少対策交付金を活用した町独自の奨学金返還支援制度を導入してはいかがでしょうか。東京都では、人の育成や都市の強靱化な

ど将来を支える人材確保に向けて、今年4月以降に採用された教員や技術系の職員を対象に返還支援を始めています。これは公務員を対象にした制度で、革新的だと思います。高知県の四万十市でも、県の交付金を活用した奨学金返還支援を2025年度から開始する方針を明らかにしております。本町でも若者の流出抑制やUターン促進による地域活性化のため、独自の奨学金返還支援を実施してはどうかと考えますが、町長の御所見をお願いいたします。以上2点、よろしくお願いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。初めに、オンラインを活用した不在者投票の導入をとの御質問ですが、本町におきましては、不在者投票用紙等の請求につきまして、投票しやすい環境の整備と併せて選挙人の利便性向上のため、今回の町長及び町議会議員選挙から、県と共同利用している「えひめ電子申請システム」にて、オンライン請求を受け付けております。今回の選挙におきましては、滞在先で不在者投票を希望した9人のうち5人が利用しており、今後執行される選挙におきましても、周知を図りながら活用してまいります。次に、町独自の奨学金返還支援をとの御質問ですが、奨学金の返還支援制度は、移住・定住の促進、若者の地元への就職につなげる施策の一環として、県及び県内7市町において、それぞれの基準で実施していることは承知しております。日本学生支援機構の調査では、給付型と貸与型を含めて、およそ半数の学生が奨学金を受給しているとのことですが、本町から大学に進学した学生が、どの程度の割合で貸与型の奨学金を受給しているのか把握することはできない状況となっております。奨学金の返還支援制度が人材確保や若者の定住促進につながる可能性というものはあると思いますけれども、全てにおいてこれが決め手となるとは言いがたい状況であり、引き続き情勢を注視しながら検討してまいりたいと考えております。なお本町におきましては、人口減少対策として、出産時に夫婦ともに35歳以下であった世帯に対し、出産後1年以内に返還した奨学金の一部を補助する「砥部町若年出産世帯奨学金返還支援事業」を実施しており、子どもを持つことを希望する若年世帯が経済的負担を理由に出産を先送りする、また、出産後の子育てにかかる経済的な負担の軽減を図り、理想の人数の子どもを持てる環境づくりに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上で高橋議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） お答えありがとうございました。「えひめ電子申請システム」というのを砥部町で採用しているということですが、四国中央市と大洲市は、国のマイナポータルの「ぴったりサービス」の方を使っております。この違いと、なぜこちらを選んだのか、教えてくださいいただけますか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 高橋議員の御質問にお答えさせていただきます。今の方法としましては「えひめ電子申請システム」、それから「ぴったりサービス」の利用が考えられると思いますが、本町において、この電子申請システムを利用しておるのはですね、登録手続きが非常

に多くてですね、かつマイナンバーカードの提示がなくても申請が可能なシステムとなっております。対して「ぴったりサービス」の方はですね、必ずマイナンバーカードの提示が必要となるということで、手続の利便性としては「えひめ電子申請システム」の方が、利用者に対しては利便性の高いシステムということで、導入をしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） マイナンバーカードの普及は、これはもうずっと言われていることでありますけれども、この県の電子申請システムは便利だとは思いますが、マイナンバーカードの提示がないということで便利だと思うのですけれども、今後そうですね、県と国の運用の違いといいますか、できるサービスの違いが出てくるのではないかと懸念されます。今後もし、追加されるサービスの差が出るか、それからそうですね、自治体運用のものとの、県との差なんですけれども、こういう連携ができたりは考えられているシステムなのでしょうか。それをお答え願えますか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 御質問にお答えさせていただきます。連携というところがどういふふうになるのかというのは、ちょっと私もお答えがしづらいところではあるんですけども、必ずしもですね、どちらか一方じゃないといけないということとはございません。「ぴったりサービス」の方も加えて、電子申請の窓口とすることは可能だと思いますが、現在ですね、29年度から「ぴったりサービス」の方が利用されていると思いますが、砥部町で子育て支援課と介護福祉課の方で、26の手続の方を御案内させていただいております。ただ、これまでの利用実績が実質ゼロ件ということで、これに対して「えひめ電子システム」の利用実績の方はですね、令和5年度から住民の方向けに220件程度の手続の方を御案内しております。これまで申請が594件はございましたので、こちらの方をまずは利用しながらですね、「ぴったりサービス」の方も要望を踏まえて、追加で導入することを検討してまいりたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 先ほどの答弁の中に、今回の選挙から使い出したということをおっしゃったと思うんですけども、不在者投票で、砥部町で調べたところ、今までどおりの窓口に行ってするタイプで、オンラインのサイトには行き着かなかったんですけども、周知の方法が、ちょっと多分言われてたとおり、余り良くないというのはちょっと気がつかれていると思うのですが、今後そういう対応というか、される実績ありますか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 質問にお答えさせていただきます。オンラインサービスの方ができるようになったのがですね、恐らく選挙の告示日の1週間前ぐらいだったと思います。そこから、オンラインサービスの申請を受け付けるようにしておりましたので、これから今後の選挙においてですね、こういうサービスが使えますよというのは十分周知をさせていただい

て、ただ、請求についてはですね、選挙が確定するまでは、なかなかオンラインサイトの方に載せることはできませんので、これからは、選挙の告示日の1週間ぐらい前からは、そういう不在者投票の請求ができるということは、周知をしっかりと図ってまいりたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 周知の方はしっかりしていただくということですが、1月にあった成人式、一番なんかあの、住民票を置いたまま進学・就職をする世代だと思うんですけども、そのときに、オンライン申請ができるという御案内を、受付時とかいろんなものを渡す時に周知するのもどうかなと考えました。あと、広報、ホームページ、LINEの中にもあると思うんですけども、大平議員が取り上げたSNSで発信していくとか、そういう若い世代に訴えて、やはり投票率のアップにつなげていただければと思います。よろしくお願いします。1問目の質問はこれで終わります。2問目ですけども、奨学金の返還支援です。なかなか奨学金を借りている方がどのぐらいいるのかの把握ができないということでありましたが、これは、個人情報でありますし、やはり非課税世帯の方が受けている場合が多いので、やはりその辺りはなかなかはっきりはしないとは思いますが。ただ、高知県の佐川町の例があるんですけども、NHKの朝ドラ「らんまん」で有名な所でございますが、奨学金の返還支援の全額肩代わりということで、令和4年度から佐川町に10年以上定住する意思のある者、これを要件として、1年間の支援額、上限が24万円です。2万円掛ける12か月として8年間、計192万円の返還支援を実施することになりました。令和4年度、当初予算で10名分の予算を組みましたが、募集者が多かったため、補正で、もう10名分を追加しました。結果、20名の募集に対して23人が申込みがありました。このことにより、佐川町出身者を含め23名の若者が、佐川町に新たに住むことになりました。これは、移住促進であり、定住促進でもあると思います。この対象23名の平均の返済の月額ですけども、1万3,000円から1万5,000円、町想定 of 2万円以下になっており、20名の想定でも23名の支援をすることができました。これは、似たような規模、以前、おもちゃ美術館の視察に佐川町に行ったのですが、先進的な取組だと思いました。20名の若者が住むということは、10年間住めば、そこで仕事には行きますし、その間に結婚をされ、子どもさんを設け、そこで子育てをしていくということで、町には税金がおりますし、いろんなライフイベントも、そこで、同じ町で迎えると思います。これは、来るかどうか分からんと言われればそれまでなんですけれども。若者が、何を今不安に思っているか、私の息子は今23歳、2001年生まれです。これは、コロナ世代と言われる世代で、大学の3年ほどを無駄に過ごしたといえますか、なかなか充実した生活を送れなかった世代の若者が、今就職をしています。息子の友人ではありましたが、面接の折に、何が心配ですかと聞かれたときに、奨学金をずっと返済しているのかが心配ですと答えたそうです。やはり奨学金の返済は、就職する若者の借金であり、15年、20年にわたって返済していくものなので、とても負担に思われているのは、私だけではないと思います。就職する若者の不安を取り除き、また、安心して自分の人生を送っていた

だくために、この奨学金返還支援制度があるのですが、以前は自治体と企業が基金をつくって、そういう自治体ではないと国からの補助がおりませんでした。基金の要綱がのきまして、自治体独自でできるようになりました。国の補助は2分の1です。半分は自治体の負担にはなりますけれども、佐川町の例にあるように、移住促進が進まないのは、どの自治体でも悩みの種ではありますけれども、砥部町は田舎のようで田舎でない、松山の隣にあるだけに、なかなか特徴がないとも言われておりますが、そういうのを打ち出し、若者が定住していけるような支援につなげていただけないかなと思っております。やはり奨学金を借りるということは、親も子も、大変ちょっと将来払っていかないかなということで、不安を感じたのは、私も経験いたしました。返還支援制度があるということ、高校生になったお子さん方が知っておれば、砥部町に帰ってこようかなという選択肢も増えてくると思います。やはり利便性で言えば、京阪神や東京へ出ていくのが就職先としてはあると思うんですけれども、できれば地方に帰ってくる子は公務員も多いので、公務員も対象にした幅広い世代を対象に、何かしていただけたら1番いいなと思います。町長の施策の中にも給付型の奨学金の支援をとりましたが、このような支援もあるということですが、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問に回答させていただきます。佐川町の先進的な事例についての御説明、ありがとうございました。私どももですね、その先進事例というものも、実際に資料などを共有しまして、これが実際に効果的なものなのかということもですね、今考えているところでございます。私自身の話ですが、私も奨学金というものをかなりの額を借りて進学した人間ですので、その奨学金の重さというものはですね、その奨学金を借りていらっしゃる学生の皆さん、あるいは、その持って卒業された皆さんと同様に感じているということ、私個人の話でございすけれどもございす。先ほども申し上げましたけれども、他自治体の導入がある一方で、流出する転機、人が移動する転機というものはですね、進学・就職・結婚、主にこの三つだと言われております。そういった様々な転機に、しっかりとサポートを行っていかないといけないという考え方ではございすけれども、奨学金の返済助成が、砥部町に戻ってくるきっかけとして、本当に評価することができるのか、その効果という評価は、まだ難しいのではないかなというふうに考えている次第でございす。進学・就職・結婚、それぞれに必要な、このタイミングに必要な支援を、包括的に行うことが、考え方としては必要だと思っております。人口減少対策やUターンには、そういったどこかのポイントの支援ではなくて、全体的にバランスを考えながら行っていくという考え方がですね、こういった若年層の支援において、人口流入を図る定住を図る上では、考え方として必要なのではないかなというふうに考えている次第です。ですので、この奨学金の支援に関してはですね、もちろん前向きにというか、しっかりと周りの自治体の状況などを注視しながら、慎重に検討を重ねていきたいなというふうに考えている次第でございす。答弁としては以上でございす。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） もう一つ言われた、若年世帯支援の、出産を含むお子さんを持つ世代の支援なんですけれども、これは、女性が特に思うと思うんですが、奨学金を受けて、御夫婦になられて、お子さんができたらっていうその条件がですね、やはりお子様を持たない選択肢をする人もいますし、持てない方もおられます。やはり年齢を制限して、この、お子さんを持てたらっていうのが、ちょっと引っかけまして。これも、何かちょっと条件を外すか、もうちょっと広い対象者にしていただけたらと思います。これも、若年支援のとても大切な支援だと思っておりますので、改善をお願いしたらと思います。また、財源の問題で、企業が奨学金を返還支援するケースが増えております。伊予銀行などは、四国アライアンスと言いまして、就職した子の中から返還支援をしております。そういう、砥部町は企業はそうたくさん多くはないですけれども、それでも、砥部町の中で子どもたちを応援したいという企業が出てくるように、トップセールスではないですが、町長自体の体験を語っていただいて、町にそういうふうな協力をしていただけるような企業を募っていただきたいと思います。そういうのはいかがですか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問に回答させていただきます。砥部町ですね、若年世帯への支援の制度ではございますけれども、県の交付補助金などをですね、活用して行っているものになっております。ですので、この条件に関しても、県の要綱などしっかりと確認しながらですね、改善していくものというのをしっかり見ながら進めていくことは、考え方として一つあるのかなというふうに考えております。そういった考え方でですね、見直すということも、一つ選択肢としてはあるのかなというふうに気づきをいただいた次第でございます。関係の各部署ともですね、この交付金の制度等の確認から、もう一度始めようかなというふうに考えている次第でございます。そして、トップセールスに関しまして、砥部町というものはですね、なかなか大きな企業というのが立地していないというところが一つの課題ということも、今日の中で出てきたところでございます。そういったですね、企業と連携したという形について、トップセールスというお話もありましたけれども、具体的な事例がどのようにあるのかということもですね、調査のところから始めることが必要なのではないかなというふうに思っている次第でございます。以上が答弁でございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 新しい町長になって、これからいろんなことを打ち出していく中で、すぐには変わると思っておりますが、いろんな方向へ皆様の要望が来ると思います。選択をして、集中していくというお答えでしたけれども、子育て支援の一環として、いろいろ今までの私の質問の中で、取り入れるべきは取り入れ、改善することは改善し、また、私も粘り強く取り組んでいきたいと思っております。今後とも町政に協力して頑張ってまいりますので、ありがとうございます。これをもって質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（東勝一） 高橋久美議員の質問を終わります。5番日野恵司議員。

○5番（日野恵司） 5番日野恵司でございます。今回の一般質問につきましては、町長の施政方針前に通告日がありました関係から、前半の先輩議員と質問内容がダブっておりますし、後半の部分についてもダブっております。大変申し訳ございませんが、私なりに考えた内容についての御質問をさせていただいたと思います。まず1番目でございますが、新町長の政策についてということでございます。このたびの町長選挙は、県内最年少の首長誕生ということもありまして、選挙戦だけではなく、公約に掲げる政策についても大きな注目を集めております。特に街頭演説や座談会、さらにはビラ等を通じまして、御自身の実現したい思いの中心として、以下の3点を挙げられております。まず1番目は、子育て世代への支援の拡充、少子化が進み、子育て世代の負担が大きな社会課題となる中、経済的負担や精神的ストレスの軽減が重要だと考えますが、町長が考える負担軽減策とはということでございます。2番目は、生活の足の確保という問題でございます。日常生活を送る上で、移動手段の確保は欠かせないものでございます。特に、高齢者や障がい者の方に取りましては、移動の利便性には生活の質に直結する場合がございます。したがって、そういうことに対する町長の考えはどうかということでございます。3番目は、公共施設、インフラの適正化の問題でございます。限られた財源の中、社会の変化に対応しながら効率的な運用を検討すべきだと考えますが、今後の方向性はと。以上3点について、町長の御所見をお伺いしたいのが第1点目でございます。2問目でございますが、飲料水の安全性についてということでございます。本町の飲料水の大半は、地下水が水源となっております。飲料水の安全確保は、町民の健康面からも極めて重要でございます。もし飲料水が汚染されれば、様々な健康被害を引き起こす可能性がございます。このような中、発がん性が指摘されるフッ素化合物、P F A S と言うらしいんですが、高濃度で検出された岡山県吉備中央町に関する記事が地元紙に掲載をされております。共同通信が実施したアンケートでは、地下水などの独自調査についても42都道府県で実施していることが分かっております。本町においても、飲料水の安全を守るためにはP F A S の影響について慎重に検討する必要があると考えますが、この問題についてどのようにお考えなのか、町長の御所見をお願いしたいと思います。以上2問、よろしく願いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えします。初めに、新町長の政策についての御質問ですが、まず子育て世代への支援拡充につきましては、人口減少対策の上でも、子育て世代への支援というものが重要であると考えている次第です。本町における負担軽減策といたしまして、来年度に第2子の保育料の無償化を進めていくとともにですね、佐々木隆雄議員の一般質問でも答弁いたしましたように、給食費の無償化ということもですね、念頭に入れて動いていくことを考えている次第でございます。また、県の人口対策交付金等を財源とした子育て世代への助成事業の継続、育児の総合援助システムであるファミリー・サポート・センターの周知に努め、利用の拡大を図るなど、子育て世代が安心して暮らせるまち

づくりを目指してまいります。二つ目の生活の足の確保につきましては、日野議員も御承知のとおり、座談会などを通して、町民の皆様から多くのお声をいただきました。高齢者や障がいのある方には、買物や通院など、日常生活における移動手段の利便性向上が重要であり、そのため、とべ温泉行きバスや乗り合いタクシーなどの地域交通の更なる充実とともに、昨年度から日本でも導入されましたライドシェアなどの新たなサービスの検討というものをですね、図っていきたいと考えております。また、先般、令和7年度から11年度までの本町の地域公共交通の指針となる「砥部町地域公共交通計画案」が有識者による会議で作成されました。今後はこの計画に基づき、タクシー事業者や民間バス事業者などと協議を重ねながら、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークの維持構築を目指してまいりたいと考えております。三つ目の公共施設、インフラの適正化につきまして、厳しい財政状況の中、限られた財源で社会の変化に対応しながら効率的な運用を検討すべきということは、日野議員の御指摘のとおりであり、今後の方向性につきましては、佐々木隆雄議員にもお答えしたとおりですね、十分に検討してまいりたいと考えております。次に、大枠2点目となる飲料水の安全性についての御質問ですが、PFASは、水や油をはじき、自然界では分解し難い性質を持つ有機フッ素化合物の総称であり、健康被害が懸念されております。本町におきまして、昨年8月にPFASの水質検査を実施し、測定値は1リットル当たり13ナノグラムとなっており、国の暫定基準値である50ナノグラムを下回っております。国におきましては、水道法の水質基準項目の一つに加える方向で、法律の改正を検討している状況となっており、本町におきましても、定期的な水源水質の把握に努めるとともに、国の方針に従い、安全安心な飲料水の供給に努めてまいります。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。1番最初の政策の方でございますが、先ほど演台でも言いましたように、先輩議員との質問がちょっとかぶっておりまして、大変申し訳ございませんが、内容についてはですね、施政方針の中でも町長が言われた内容の、特に子育て世帯の負担軽減化の問題につきましては、第2子以降の保育園の完全無償化ということと、午前中にも話がありましたけども、給食費の問題についてもですね、新聞にもちゃんと掲載されておりますし、26年度から小学校についてはやっていく、中学校については、その上速やかな対応をしていくというふうな記事が掲載されておりましたので、町長の思うようですね、内容で進んでいくんじゃないかなというふうには思っております。したがって、1番目の子育てについてはですね、もうこれで終了したいと思いますが、2問目の生活の足の問題でございます。先ほど町長言われたようにですね、私自身も町民の方と、いろんな相談を受けるたびにですね、この問題が発生しております。特に年々ですね、この乗り合いタクシーに乗る数がですね、増えておるように思いますし、先ほど町長が言われた砥部町地域公共交通計画というのをですね、私もちょっと拝見させていただきました。そしたら、費用的にもですね、全部の移動に係る財政の支出というところの項目がございますが、そこ

でも令和5年度ですと、約3,300万のお金が必要だと。1人当たり約1,600円のそういうお金がですね、要ると。これはもう、あくまで乗ってる人の費用でありますけども、これ、年々減ることはないですね。恐らく、もうどんどんどん増えていく一方だと思いますね。したがって、次の3本目のインフラとの兼ね合いというのがですね、非常に重要になってくるんじゃないかなと私は思っておりますが、この人たちがですね、どこに行ってるのかというふうなことです、当然それもですね、交通計画の案の中にですね、記載をされております。ちょっと御紹介しますとですね、まず、1・2・3というふうに、砥部・宮内・麻生と、あと、広田というふうなことであります、1が恐らく麻生だと思うんですが、Aコープ城南、フジ砥部店、リバーサイドショッピングセンター、砥部病院、フジ砥部の原町店、これがベスト5です。ということは、もう買物にですね、ほとんど皆さん方、使っているということなんです。もう買物と病院だけです。ですから、非常に本当に生活に直結したものでしか利用してないんですけども、そのぐらい皆さん方はですね、こういうところに使っているということです、こういうところの費用を削るということは、なかなか難しいだろうと思うんですね。むしろこのところを充実しなければ、以降だんだんだんだんその団塊の世代の方がですね、ある程度もう車の免許証を返納するという時代になって来たときにはですね、もっと増える可能性があります。ですから、そういうインフラ、次のですね、財政面のことについては、本当に十分に考えていただきたいというふうに思っております。その中にですね、先ほど町長も言われましたけども、日本版のライドシェアというのがあります、これは、砥部タクがですね、今手を挙げているわけですが、ここで、従業員の人材確保というところを中心になると思います。これにもいろんな問題がございますけれども、このライドシェアの取組に対してですね、町としてはどのぐらいの内容で、関わっていかされておられるのかですね、その点を一つお伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの日野議員の御質問にお答えいたします。日本版ライドシェアにつきましては、タクシー事業者さんが運営ということになりますので、直接町が関係するとか、町が関わるということはないものですから、今のところ、その砥部タクシーさんが認可を受けておりますので、今年の春以降に本格的に取り組むということをお話を聞いております。それに関して、今、町が直接何かを支援することは、今ございません。以上でございます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 直接的に町は関与しないということでございますが、先ほど言いましたように、非常に利用率が高いという問題がございますので、その問題を、やはりクリアする必要があるかなと思うんですが。その一つに、今はもう温泉バスとですね、乗り合いタクシー、それから、スクールバス等がありますよね。広田診療所の送迎バスみたいなものもありますけども、こういうものがありますけれども、このスクールバスなんかでも目的が違いますから、そういうところに使うかどうかは別にしてですね、例えば一つの方法として、ス

クールバスの利用者数というのがですね、この計画案の中にも載っておりますけれども、令和5年度はゼロなんですね。これ、登録さえすればですね、広田から例えば砥部中学校まで、一般の方でも乗れるような内容になってると思うんですね。それが、時間帯が早いのかどうかちょっと分かりませんが、0人、令和4年度は、その前の年は3人、令和3年度が2人なんですね。もう、ほとんどこれ使ってないと言っていいんじゃないかと。こういうものも、財産として砥部町持ってるわけですから、何とかうまく利用してですね、そこら辺の地域の方々が困ってるような、その買物、あるいは病院、そういったものも含めてですね、何とか対策できないかなというふうなことを思ってるんですが、こういうものに対して、この地域公共交通計画というのはですね、こういうものもちゃんと審議できるような場として、あるんでしょうか、ないんでしょうか。その点一つお伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） ただいまの日野議員の御質問にお答えいたします。地域公共交通計画におきまして、地域公共交通会議という組織がございます。その中で、今後5年間議論していく中でですね、今の状況を検証しながら、見直しをするということになっております。ですから、計画上行いながら、今の現状も把握し、毎年検証と見直しを繰り返しながら、計画を進めていくことになっておりますので、新たな課題が出ましたら、それに関して協議をしていくということになっていきますので、見直しは可能ということになります。以上でございます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 見直しも可能だということでございますので、ぜひ、片やこちらの方に困ってる方もいらっしゃるわけで、片やこちらの方に使っていないようなバスもあるということでございますので、そこら辺がうまくこう融合できればですね、ものの解決になるのかなあと思ったりします。ですから、そういう会議の中で、ぜひ検討していただきたいということで、お願いをしたらと思います。それから、3問目のインフラの問題でございますが、これは、もう町長が午前中からずっとこう言われておりますので、私も全くの同感で、もう公共施設についてもですね、もしその統廃合できるものであれば統廃合すると、あるいは空いてところがあればそこをうまく利用すると、これは、もう当たり前の考え方だと思うんですね。ですから、それを実行していただくということを、最優先にお願いしたいということと、それから、長寿命化計画、これ、私以前にも一般質問で、橋梁の長寿命化計画についてお話ししたことあるんですけど、確かそのとき、117の、砥部には橋梁があるというふうなことで、確か記憶してるんですが、その橋なんかでもですね、ずっと例えば何年かに1回見直して、ランクづけをして、このランクになれば修繕します、このランクになれば橋のやり替えをやりますというふうなことでありますが、もうその都度お金が発生する。これは、道路も一緒やと、道路の長寿命化計画、あるいはその公共施設も全く同じ考え方だと思いますけれども、そういうもので、町長の言われるように、最優先のところは当然やらないかんですけども、あともうこれは必要ないんだろうなというふうなことは、思い切ってもう廃止

すると。橋なんかの場合はですね、特にもう必要ないよねというふうなところもあるかと思うんですね、その調査段階で。そういうところをちゃんと見極めて、思い切ってもう廃止するという選択肢もあっていいんじゃないかというふうに思います。そういうところで少しでもですね、出る経費を抑えていくということも、それを新たな必要としているところに回していくということを考えていただくということで、その分についてはお願いしたらと思います。1問目はこれで終わりますが、2問目のPFASの問題は、後ろの原田議員も同じような質問をしておりますので、私はもう簡単に1点だけ。今現在、砥部町は井戸水をくみ上げてですね、その中に、殺菌をするために塩素を入れてます。塩素と紫外線の殺菌だというふうに聞いております。これで、100%菌が消えるのかというふうなことにもならないんじゃないかと思うんですけども、大方ほとんど菌が消えるだろうということでございますが、このPFASについてはですね、菌じゃありませんので、堆積すると。先ほど、13%の検査結果がですね、砥部町の場合はありますよと。これ、アメリカの基準からしますと、20%なんですね。日本が50という数字を決めてるんですが、それからしますと、13%から非常に問題ないじゃないかという形になるんですけども、堆積する物についてはですね、徐々に溜まっていくということですね。それを例えば分解する、あるいは中和をする、除去する、こういうものがですね、必要になってくるんだろうと思います。定期的に検査をしていったときにです。これは、土壌なんかの汚染によって地下水のところに流れてきて、そこで堆積してしまうという形なんですけども、正直言いまして国の方もですね、何十パーセントあるから人体に影響があるんだよというその数値については、治験データが少ないということで、公にしていけないんですね。ですから、因果関係については分からないというのが、今の国の状況なんですけども、これが公になったときには、大変なことになる可能性もなきにしもあらずなんですけども、とりあえず国は50という数字を決められておりますので、もし、砥部町がですね、今のところ13%ですよと、それが20、30となったときにですね、どういう形で、この部分について除去を考えているのか、ちょっとその点、担当課長の方にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（東勝一） 日野議員、パーセントじゃなくして、ナノグラムだと思うんですよ。パーセントだったら全然違いますから。

○5番（日野恵司） はい。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 日野議員さんの御質問にお答えいたします。今後高い濃度が検出された場合の対応でございますけれども、砥部町では三つの水源を利用しております。それぞれ検出されていない水源のみの利用とか、今後、活性炭を注入して除去するなどの有機フッ素化合物を低減するための対策をとってまいりたいと思います。水処理におきましては、有機フッ素化合物の除去方法としては、粉末活性炭や粒状活性炭などの処理がPFASなどを効果的に吸着して、自ら取り除く方法が良い処理方法とされております。そのほかにもイオン交換の樹脂とか、逆浸透膜による吸着して除去をしていく処理がありますけれども、

これらをまた活用して、高い濃度が出たときには処理をしてまいりたいと思っております。  
以上、日野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。先ほどの課長の答弁の中で、活性炭を入れてですね、吸着すると。それも、恐らく定期的にまた交換をしなければならんだろうとは思いますが、この13ナノグラムというのがですね、増えないのが一番良いわけでございますけれども、地下水を水源とする以上、どこからいろんなものが入ってくるかも分かりませんので、必ず定期的に検査をしていただいておりますね、これ、毎日人が飲むものでございますので、ましてや発がん性の物質の可能性があるということでございますので、十分にですね、その点は検査をしていただけたらというふうに思っています。以上をもちまして私の2問の質問については終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 日野恵司議員の質問を終わります。9番原田公夫議員。

○9番（原田公夫） 9番原田でございます。今回2点質問をさせていただきます。まず1点目がPFAS規制強化への対応はでございます。健康への悪影響が懸念される有機フッ素化合物について、日本水道協会の2022年度調査では、3年連続で規定を上回る濃度が検出された地点があることが分かりました。また、環境省と国土交通省では、昨年5月下旬から9月下旬にかけて実施した全国調査の結果を公表し、2024年度に検査を実施したのは全国3,755事業のうち1,745事業で、県内では中島地区簡易水道事業をはじめ、本町水道事業でも検出されたと報じられています。水道水の水質などに関する環境省の有識者委員会は、自治体などに水質検査の実施や基準値を超えた場合の対応を義務づける方針を了承したところです。本町における現状と今後の水道水の安全供給に向けた対策について、町長の御所見をお伺いします。2点目、小学校のチーム担任制について。静岡県的小学校では、学級担任を固定せず、複数の教員が学級内で児童の指導や事務的作業を担うチーム担任制を試行しています。多角的な視点で対応することで、子どもの良さや変化に気づく機会を増やすだけでなく、教員の負担軽減にもつながります。また、多面的な情報収集ができるほか、教員それぞれの得意分野を生かした仕事ができ、教育活動の質の向上や負担の分散も期待できます。子どもや保護者側にとっては話しやすい先生を見つけられるといった利点があり、全国に拡大されているようです。これまで担任の先生との相性が良くないことで子どもが不登校になるようなケースや、逆に若手の先生などがうまくクラスをまとめられずに休職したりするケースもあったと思いますが、チーム担任制は、そのようなリスクを低減する可能性があるように思われます。県教育委員会の対応によるところも大きいと思いますが、本町の現状と今後の方向性について、教育長の御所見をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（東勝一） 古谷町長

○町長（古谷崇洋） 原田議員の御質問にお答えいたします。初めに、PFAS規制強化への対応はとの御質問ですが、PFASにつきましては、環境中や体内に長く蓄積される特性

があるとの研究結果がありますが、現在、環境汚染や健康被害について解明されていない状況となっております。食品安全委員会は、健康への影響評価として使用できる情報が現時点では不十分とされるとともに、環境省は水質基準について、新たな知見が得られた場合に見直しを検討するとされているところでございます。本町におきましては、日野議員にお答えいたしましたとおり、国の暫定基準値を下回っておりますが、今後におきましても、定期的な水源水質の把握に努めるとともに、国の方針に従い、適切に対応してまいります。次に、小学校チーム担任制についてとの御質問につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 小学校のチーム担任制について、原田議員の御質問にお答えをいたします。現在、本町では学級ごとに担任を選定をして学級運営を行っております。当然、経験を積んだ先生もいらっしゃいますし、また、経験の浅い先生もいらっしゃいます。経験の浅い先生に関しましては、学級経営に課題を抱えるケースもございますが、教頭や学年主任がバックアップすることで、児童・生徒、そして教員の成長を支えているところでございます。チーム担任制につきましては、議員御指摘のとおり様々な利点があり、導入している学校や、導入を検討している学校があるとともに、文部科学省では、働き方改革の好事例として紹介をしております。一方で、児童・生徒や保護者が誰に相談すればよいのか分かりづらいことや、教員の担任としての責任の所在が曖昧になってしまうといったデメリットも指摘されていることから、導入に当たっては慎重な学校もあるようでございます。現時点におきまして、チーム担任制の必要性について、学校からの声は上がっておりませんし、校長会においても議論になっておりませんが、教育を取り巻く環境が多様化・複雑化している現状を鑑みれば、今後議論も必要かと思っております。議論を進めるに当たりましては、メリットだけに着目するのではなく、事業の一貫性や教師間の連携等の課題や導入リスクなどについてもしっかりと議論をし、場合によっては伊予地区での協議なども必要になってくるかもしれません。いずれにいたしましても、チーム担任制に関しましては知見が蓄積されつつある状況にあり、導入に当たっては、熟議の上、導入目的を明確にすることと併せて教員の意識改革も必要となってくることから、現段階におきましては、学校経営の一つの形として、将来の課題であると考えております。以上で原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 現在、数値が国の暫定目標値 50 ナノグラム・パー・リットルを下回っていると、国の基準に沿って対応するというような御返答であったかと思います。本町の上水道事業、先ほど、調査があったときのデータを見てみますと、砥部町上水道でございますが、検査実績としては、まず原水のみというようなところに該当しておりました。令和3年度が5ナノグラム・パー・リットル、令和4年度が8ナノグラム・パー・リットル、令和5年度はございません。令和6年度の最大値で、13ナノグラム・パー・リットルというようなデータが出ておりました。この50ナノグラム、令和2年度に国の方で水質管理目標設定項目

に位置づけたわけですが、この 50 ナノグラム・パー・リットルというのは、体重 50 キログラムの人が水を一生涯にわたって毎日 2 リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられる水準というような規定のようでございます。これは、あくまで規定でございます。まず、先ほど 13 ナノグラムであるから基準値であったというわけなんです、先ほど言いましたように、3 年、4 年、6 年と、数値がだんだん上がってきております。この上がってきておることからしますと、今後もまだ上がる可能性はあるのではないかと私は思うんですが、その辺り、どのように、この先上がるか上がらないか含めて、具体的な対応がないようであれば上がっていくような気もいたしますが、その辺りについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 原田議員の御質問にお答えいたします。砥部町の方では、原田議員がおっしゃったように、令和 3 年度は 5 ナノグラム、令和 4 年度は 8 ナノグラム、そして、令和 6 年度は 13 という数字が出ております。そのほかにも、松前町の方なんです、こちらの方は令和 3 年から 6 年度まで測定しておりまして、8、7、5、9 という数字が出ております。松前町も砥部町も同じような水源というか、重信川の伏流水の水源でございますので、こちらの数字で、大体これからもいくのではないかと考えております。今後増えた場合の対応ですけれども、先ほど日野議員さんにお答えしたとおりの対応で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上、原田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9 番（原田公夫） 今後横ばいで推移するという見通しというようにございまして。もう一つ、この検査する場所のことなんです、調査で出ておったのは、検査地点が原水のみというところの項目に出ておりました。その他の方法としては、給水栓とか浄水場の出口とかで検査する例もあるようですが、この原水のみ検査というので、大体数値、それ以外のと比べて、変わることはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 原田議員の御質問にお答えいたします。砥部町では、第 2 水源の水源池の原水の方の検査を行っております。ほかの所では、給水栓や浄水場を出た所での水栓を使って検査をしている所もありますが、原水の検査の方が 1 番重要なところとされておりますので、原水で出た場合には、上水、ほかの所の給水栓でも出てくるというふうに思われますので、一応砥部町では、原水の検査の方を重点的に置いて検査を行っております。以上、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9 番（原田公夫） いろいろ検査方法あるということで、あれでしたが、砥部町には、広田地区に簡易水道があると思いますが、そのことについては、報告の中に、ほかの所で簡水がメインの所は、検査項目できちんと一覧表に載っとなったわけなんです、砥部町の場合は

ないという、でておりませんでした。が、広田についての簡水は、そういった検査をする、していないのか、それともする予定が今後あるのか、その辺りはどうでしょうか。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 原田議員の御質問にお答えいたします。簡易水道ですけれども、広田地区の方に二つ、そして、砥部の万年の方に簡易水道があります。こちらの方は、今回は検査の方はしておりません。来年度なんですけれども、こちらの方の検査の方を行ってまいりたいと思っております。以上、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 来年からやるということですので、ぜひ検査はしていただきたいと思っています。あと、現在は健康被害について、そういったことがまだはっきり確定していないというようなことが、健康への影響というものについては、まだ不透明な部分もあるというようなことでの回答を先ほどいただきましたが、場所によっては、海外の方ですとPFASは発がん性があると、腎臓がんや肝障害に影響があるとかというような事例も報告されております。日本の場合は50という数値で規制かけておりますが、アメリカ、米国ではその規制の基準というのは、先ほど20というような数字も出ておりましたが、実際は4ナノグラムが規制の基準値というふうな、私の方で調べたのはなっております。そのぐらい厳しいと。いろいろ、ヨーロッパ辺りになると、若干まだ緩やかな部分があるようでございますが、やはり健康に害があるであろうと思われることにつきましては、きちんと対応していただきたいと思います。先ほど、日野議員の方で、もしPFAS除去する場合はどうかということで、やはり活性炭フィルターで地下浄水効果が確認されておるといようなこともございます。ただ、その場合は、課題は費用面であるというふうに言われております。最初活性炭フィルターで洗浄しましても、何週かしますと、やはり効果が下がってくるということで、またきれいに洗浄するというので、その稼働を続けるための費用が水1立方メートル当たり13.7円要するというデータも出ております。やはりそういうことで、結構お金がかかるということで、なかなかPFASのことに対しての対応が分かれておるようでございます。現在の対応以外にも、水源を切り替えるとかして数値が下がったとか、あと、ウォーターサーバーを設置したとか、利用者へボトルウォーターの配布をするとか、いろんな対応策があるようでございます。先ほどの、こういったPFASが数値が出るとこの場所というのがありますが、まず発生源は、有機フッ素化合物を製造したり、大量に使用したりしたことのある工場などの周辺にある河川で検出されるというふうなこともあるようでございます。それ以外に、米軍や自衛隊基地などものの周辺とかというのでも検出される例が多いということで、本町の上流に自衛隊基地がございしますか、今後、そういった自衛隊の基地があることによる影響については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） 原田議員の御質問にお答えいたします。確かに重信川上流に

は自衛隊基地がございますけれども、こちらに関しては、また、調査については広域的なものとなってまいりますので、県ともまた相談して、また、調査の方、行ってまいりたいと思っております。以上、原田議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） 検討の協議等を踏まえて、そういったことについても研究していただきたいと思います。内閣府の食品安全委員会の方で、このPFASの影響について、いろいろ取りまとめたわけでございますが、まず、こういった影響が確認されたかというようなことで、まず1点目が出生時の体重低下があったとか。2点目が接種したワクチンの効果が低減、3点目が血清の総コレステロールの上昇、4点目が肝機能の低下、5点目が肝臓がんや乳がんなどのリスクが上昇と。こういったことも言われております。証拠については限定的とするような見解もあるようでございますが、そういったことを言われておりますので、十分対応については注意をしていただきたいと。昨年の公表した対象のうち、暫定目標値以下の水道というのが、もう給水人口の98.2%がカバーしとったということで、ほとんどのところでは関係ないと。四国内についても50ナノグラムを越しておる所がなかったということで、あまり表面に出ておりません。上水道の14%に当たる178、簡易水道の50%に当たる1,185の事業が、これまでに検査を実施してなかったということが分かっております。理由としては、周辺環境から考えてPFOAが含まれる可能性が低い、検査費用が負担になる、あと、測定義務がないと。こういった理由で検査をしてないというようなことでございました。本町におきましては、とりあえず検査はしておりますから、あれではございますが、そういったことがないよう、今後も、先ほど町長の方からも言われておりましたが、科学的に安定しているだけに自然界では分解されないと。そういったものが生き物の体内に蓄積されやすいため、人の健康に影響が及ぶことが心配されるというようなことが言われておりますので、今後とも、水道の安全性について対応できるものはしっかりとしていただきたいというふうに思います。お願いしまして、とりあえず1点目のPFASについての質問は終わりとさせていただきます。次に、2点目の小学校チーム担任制についてということで、先ほど、本町の方では採用されてないと。1人の先生が一つのクラスを担当する、あと、教頭や学年主任が、そのカバーをするというようなことで対応しておると。導入するに当たっては、将来の課題ということで、まだ全国的にも試行段階ではございますが、子どもたちにとって、より良い教育環境となることを期待したいと思います。先ほど言いました小学校のチーム担任制のメリット・デメリットというのがあるんでございますが、まず、メリットとしては専門性の向上ということで、教員が特定の教科を担当することで、その教科の専門性を生かした授業が可能となる。2点目が教材研究への集中ということで、教員は、担当教科を限定することで、教材研究にかかる時間が小学校では減ることになると。その分、質の高い授業を提供できると。3点目が小中一貫教育の円滑化ということで、以前の学級担任が、ほとんどの教科を担当せず複数の教員が授業を行うことで、特に高学年では、中学校での完全教科担任制への準備となると。4点目が児童への多面的なサポート体制ということで、複数の教員

で児童の指導を行うことができ、児童にとっては様々な教員から支援を受けることができる、複数の担任がいることで、児童が相談しやすい教員を選ぶことができる。若手とベテランが同じクラスを担当することで、教員側のメリットもあるというようなことが言われております。デメリットとしては、教員間のコミュニケーションということで、教員間の連携が不十分だと、教科学習や児童支援などにおいて、先ほど言いました効果が低下するおそれがあると。2点目がカリキュラム管理の複雑化ということで、複数の教員が関わるため、教科ごとの進捗調整など、カリキュラムの管理が複雑になる可能性がある。3点目が時間割の調整ということで、複数の教員が関わるため、出張等による担当不在時に、時間割の調整が難しくなる場合があるというようなことが言われております。静岡の方でやっておりまゝところの現場の声としましては、チーム担任制の印象はということに對しまして、良いと答えたのが38.9%、どちらかといえば良いというのが32.6%ということで、70%以上が良いという印象を持っておると。また、違う視点で言うと、このチーム担任制を入れた場合に、小学校教員の時間外勤務のデータで取りましたが、2022年度でございますが、全国でいいますと、月45時間以上の時間外というのが64.5%であります、静岡市では20.9%、80時間以上時間外しておるとというのが全国では14.2%が、静岡市では1.2%ということで、先生の働き方改革にも十分対応しておるといふようなことがございます。今後、愛媛県でも、この今現在静岡でやっておることがその基準になって、県教委の方でも対応を考えてくれるのではないかと思います、そういったことに備えて、早めに対応できる体制づくりをお願いいたします。現在の先生の時間外の主な原因というのが、以前ですと、部活の対応とかいふようなことが言われておりました。その部活の対応も、地域に移行するということで進んでおりますが、その後の現状はどのようになっておるか、お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 原田議員の御質問にお答えをいたします。現在の町の教育委員会の方としては、検討委員会の方を設置しまして、検討しているところでございます。昨年度は小学校・中学校の児童と教員アンケートをとりまして、本年度については、中学校の生徒と教員、それから保護者の方にもアンケートの方をとって、休日の部活動の在り方というところの部分で、意見の方を集約しているところでございます。今後につきましては、その部活動、休日の方の部活動については廃止をしていきたいという形の方で考えております。なお、その地域の方での展開の在り方、また、学校における部活動の在り方については、今後、それぞれでまた検討を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、なお、この分の対応につきましても、また、検討委員会の方でも御意見をいただきながらですね、進めていきたいというふうに考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 原田議員。

○9番（原田公夫） ありがとうございます。今回、この小学校チーム担任制について質問させていただきましたが、いずれにいたしましても、学校の先生にとりまして、時間外も減って教育に集中する時間が増えるような方策ではないかと思いますので、今後とも、県教

委とよく御相談されて対応できるように、砥部町の方でも取り組んでいただきたいと思います。そういったことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 原田公夫議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2 時 34 分 散会

## 令和 7 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                        |  |  |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                            | 令和7年3月14日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                        |  |  |
| 招 集 場 所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                        |  |  |
| 開 会                                  | 令和7年3月14日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                        |  |  |
| 出 席 議 員                              | 1 番 大平将司                      2 番 木下いずみ                      3 番 佐野沙知<br>4 番 高橋久美                      5 番 日野恵司                      6 番 木下敬二郎<br>7 番 柿本 正                      8 番 東 勝一                      9 番 原田公夫<br>10 番 小西昌博                      11 番 佐々木公博                      12 番 松崎浩司<br>13 番 佐々木隆雄                      14 番 西岡利昌                      15 番 東勝一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                        |  |  |
| 欠 席 議 員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                        |  |  |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      古谷崇洋                      副町長                      門田敬三<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      松田 勲<br>企画財政課長                      小中 学                      地域振興課長                      善家孝介<br>商工観光課長                      森本克也                      税務課長                      古川雅志<br>保険健康課長                      岩田恵子                      介護福祉課長                      白形大伸<br>子育て支援課長                      堀潤一郎                      建設課長                      門田 作<br>農林課長                      池田晃一                      町民課長                      土居 透<br>上下水道課長補佐                      林健児                      会計管理者                      田邊敏之<br>学校教育課長                      伊達定真                      社会教育課長                      山本勝彦 |                                                                        |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 議会事務局長                      藤田泰宏<br>専門員兼庶務係長                      東山泰久 |  |  |
| 傍 聴 者                                | 0人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                        |  |  |

令和7年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- |       |        |                                                                           |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第4号  | 砥部町道路線の認定及び変更について                                                         |
| 日程第2  | 議案第5号  | 砥部町減債基金条例の制定について                                                          |
| 日程第3  | 議案第6号  | 砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定について                                               |
| 日程第4  | 議案第7号  | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                                   |
| 日程第5  | 議案第8号  | 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第6  | 議案第9号  | 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について                                                 |
| 日程第7  | 議案第10号 | 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                          |
| 日程第8  | 議案第11号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について                                                  |
| 日程第9  | 議案第12号 | 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について                                                     |
| 日程第10 | 議案第13号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                   |
| 日程第11 | 議案第14号 | 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                          |
| 日程第12 | 議案第15号 | 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                                         |
| 日程第13 | 議案第16号 | 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について                   |

- 日程第 14 議案第 17 号 砥部町地域審議会条例の廃止について
- 日程第 15 議案第 18 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 21 号 令和 7 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 23 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 21 議案第 24 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 令和 7 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 23 議案第 26 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計予算
- 日程第 24 議案第 27 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計予算
- 日程第 25 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 26 発委第 1 号 砥部町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 27 議員派遣
- 追加日程第 1 議案第 28 号 消防第 4 分団・女性分団詰所・車庫新築工事請負契約の変更について
- 追加日程第 2 議案第 29 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 3 議案第 30 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 4 発委第 2 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

追加日程第 5 発委第 3 号 砥部町議会会議規則の一部改正について

・閉 会

令和7年第1回砥部町議会定例会

令和7年3月14日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第4号 砥部町道路線の認定及び変更について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第1、議案第4号、砥部町道路線の認定及び変更についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第4号については、住宅開発により整備された4路線を町道として管理するため認定するとともに、改良等によって起終点の変更があった2路線について変更するものです。審査において、委員からは、町道の認定に伴い、道路内にある雨水排水管や給水管も併せて町管理になるのかとの質問に対し、今回については、道路の雨水についてのみ引き受けることとしているとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第5号 砥部町減債基金条例の制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第2、議案第5号、砥部町減債基金条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第5号については、地方交付税法の一部改正に伴い、新たに算定される普通交付税額を基金へ積み立て、臨時財政対策債償還の財源とするため制定するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第6号 砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定について (総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第3、議案第6号、砥部町太陽光発電設備の規制等に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第6号については、町内に設置される大型の太陽光発電設備の設置について、災害防止や自然環境調和の観点から規制等を行うことで、町民の生命財産を守るとともに、良好な景観と生活環境を保全するため制定するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第4、議案第7号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第7号については、刑法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理法の公布に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第8号 砦部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第5、議案第8号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第8号については、マイナンバー法の一部改正により引用箇所に項ずれが生じるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第9号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第6、議案第9号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第9号については、昨年12月に町誌が発刊され、町誌の編さん業務が終了したことに伴い、所要の改正を行うもので、特に委員からは質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第10号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第7、議案第10号、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第10号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第10号については、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に従い、時間外勤務の免除対象となる子の範囲の拡大、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境整備のため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、時間外勤務の免除範囲拡大で対象となる職員は何人程度いるのかとの質問に対し、扶養申告や産休育休の取得状況からすると、対象となる職員は5人増加が見込まれるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第11号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第8、議案第11号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(佐々木隆雄) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第11号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第11号については、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に従い、職員の給与額等を改定するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、通勤手当について、現行支給している最高額はとの質問に対し、月額21,600円であるとの説明がありました。また、通勤手当の見直しに伴い、委員から来年度当初予算への影響はとの質問に対し、今改正で通勤手当が大幅に上がる職員はいないため、予算額については昨年並みであるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(東勝一) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長(東勝一) 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第12号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第9、議案第12号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(佐々木隆雄) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第12号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第12号については、国民健康保険の財政運営安定化を図るため、国民健康保険税率の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 10 議案第 13 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第 10、議案第 13 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 13 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 13 号については、管理栄養士国家試験の要件緩和により、国が定める基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。審査においては、委員からは、管理栄養士の受験資格について、これまでは栄養士免許や実務経験が必要ではなかったかとの質問に対し、お見込みのとおり、今回の要件緩和により管理栄養士の養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 14 号 砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 11、議案第 14 号、砥部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 14 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 14 号については、国が定める基準の改正に伴い、施設の人員基準に管理栄養士を追加するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、施設の人員基準に関連して、機能訓練指導員はどのような資格を有する人なのかとの質問に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師などであるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 14 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 12 議案第 15 号 砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 12、議案第 15 号、砥部町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 15 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 15 号については、改正地方自治法の公布に伴い、引用箇所に変則が生じるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 議案第 16 号 砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 13、議案第 16 号、砥部町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 16 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 16 号については、関係施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、引用箇所に変則が生じるため、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 14 議案第 17 号 砥部町地域審議会条例の廃止について

（総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第 14、議案第 17 号、砥部町地域審議会条例の廃止についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 17 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 17 号については、広田地区地域審議会の設置期間満了に伴い、条例を廃止するもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。ここで、しばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。そろい次第開催しますので、よろしくお願いします。

午前 10 時 4 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

~~~~~

日程第 15 議案第 18 号 令和 6 年度砥部町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 16 議案第 19 号 令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 議案第 20 号 令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） それでは再開します。日程第 15、議案第 18 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号から日程第 17、議案第 20 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号までの 3 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 3 件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第 18 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費の社会福祉費関係では、事業所の不正請求に基づく精算により、国や県からの過年度負担金を返還するため、返還金 1,080 万 1,000 円を追加しています。民生費の児童福祉費関係では、私立の保育所や幼稚園、認定こども園等に支払う負担金等の不足が見込まれるため、委託料 93 万 9,000 円及び負担金 1,737 万 1,000 円を追加しています。審査において、委員から福祉サービス事業所の不正請求について、経緯を再度説明願いたいとの質問に対し、人員基準等を違反している状態にもかかわらず給付費を減算せず不正請求していたことが県の監査で明らかになったことから、財源に充てていた国や県からの負担金を返還するもので、事業所には過去 5 年分の返還金と加算金合わせた 700 万円余りを分納してもらうことにしているとの説明がありました。また、不正請求に対する行政処分について、委員から町としても何らかの処分は行うのかとの質問に対し、引き続き支援を受けながら働いている方もおられ、不正を認め返還にも応じているため、町としての処分は考えていないとの説明がありました。さらに、教育・保育施設の負担金等について、委員から説明では保育士の待遇改善とあったが、どの程度の賃上げになるのかとの質問に対し、概ね 1 割程度の引き上げが見込まれるとの説明がありました。次に、議案第 19 号、令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号は、事業勘定に 2,983 万円追加しています。支出の主なものは、受診件数の増加に伴い不足が見込まれる療養給付費負担金 1,791 万 3,000 円と高額療養費負担金 1,182 万 4,000 円を追加するものです。審査において、委員から、増額補正となった要因はとの質問に対し、新型コロナの 5 類移行による受診控え解消や、医療の高度化による一人当たりの医療費増加も一因と考えられるとの説明がありました。次に、議案第 20 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号は、保険事業勘定に 5,716 万 1,000 円、介護サービス事業勘定に 16 万 6,000 円それぞれ追加しています。支出の主なものは、前年度繰越金の一部と預金利子を介護保険事業運営基金に積み立てるもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第 18 号から第 20 号までの 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算1件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。議案第18号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費では、地方交付税法の一部改正に伴い、新たに算定される普通交付税額を、令和7年度と8年度の臨時財政対策債償還の財源とするため、減債基金積立金3,283万6,000円を追加しています。消防費では、災害時の避難所における衛生環境の改善と避難者の健康被害の軽減を図るため、小型トイレカー2台の購入費1,289万6,000円を追加しています。また、消防第4分団・女性分団詰所・車庫整備事業の財源としていた県補助金243万3,000円について、事業の年度内完成が見込めなくなったことにより補助対象外となったため、一般財源との財源組替を行っています。審査において、委員からトイレカーは足が不自由な人の利用も想定されるがとの質問に対し、購入する車両はステップが2段あり、リフト仕様にはなっていないため、その場合、介助者が必要になるとの説明がありました。また、財源組替について、委員から、これまで議会に十分な進捗報告もない中、事業の繰越しで補助金が見込めなくなったという理由で安易に一般財源を求めるのは、つじつま合わせであり、町民の貴重な血税に損害を与える行為である。引き続き補助金を獲得できるよう努力を払うべきではとの質問に対し、県や国にも相談のうえ、補助事業の対象範囲を見直し、事業が完了もするのであれば補助金交付も可能との見解が得られたため、契約変更など費用対効果も慎重に検討しながら施工業者と協議を重ねている最中であるとの説明がありました。さらに、今回の経緯について、理事者から説明責任や血税意識が十分でなかった点については庁内でもしっかり情報共有し、担当課・関係課を挙げて引き続き最大限の努力をしてまいりたいとの説明がありました。そのような審議を行い、よって、議案第18号については、慎重意見もありましたが、賛成多数により適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。15番三谷喜好議員。

○15番（三谷喜好） お尋ねしたいのは、例の福祉関係で不正がありました。これが、本来なら、スルーしとったら分からないことだと思いますけれど、さっき委員長の報告では、本町に対して謝罪もないということでした。これは、町長、犯罪なんですから、違いますか。町長やない、委員長にもあれしますが、やっぱり犯罪っちゅうのは、厳しいペナルティーがあつていいもんだと思います。これ、委員長の方から、報告先いただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 松崎委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 三谷議員の御質問にお答えいたします。先ほど来申し上げておりますように、町としても何らかの処分は行うのかということではございますが、引き続き支援を受けながら働いていらっしゃる方もいらっしゃいますので、そして不正を認めて返還にも応じているということですので、町として処分は考えてないけども、おわびですね、今議員御指摘のとおり、そのことにつきましては、また、検討をさせていただきたいと思います。

○議長（東勝一） 15 番三谷喜好議員。

○15 番（三谷喜好） 大体粗筋は理解できましたけれど、根本的には、これ犯罪なんですから。それと、コロナから、いろんなこの福祉事業に関して、全国的にいろんな不正が発覚されておりますが、分からなければいいじゃなくて、分かったときには大変なことになるという意識は、やっぱり業者も持たんといかないし、行政の我々も、そういうふうに監督をしていかなければいけないと思います。今後、理事者をお願いしときますのは、そういう点で、やっぱり厳しいこういう声に対しては、対応するということだけ要望しておきます。以上。

○議長（東勝一） ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は 1 件ごとに行います。

議案第 18 号、令和 6 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 18 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 19 号、令和 6 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 4 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 19 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 20 号、令和 6 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 20 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 18 議案第 21 号 令和 7 年度砥部町一般会計予算

日程第 19 議案第 22 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 20 議案第 23 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 21 議案第 24 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 22 議案第 25 号 令和 7 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 23 議案第 26 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計予算

日程第 24 議案第 27 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計予算

（予算特別委員長報告、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第 18、議案第 21 号、令和 7 年度砥部町一般会計予算から日程第 24、議案第 27 号、令和 7 年度砥部町水道事業会計予算までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。小西予算特別委員長。

○予算特別委員長（小西昌博） 予算特別委員会に付託されました、議案第 21 号から議案第 27 号までの令和 7 年度各会計の当初予算 7 件について、審査の結果を御報告申し上げます。去る 3 月 6 日・10 日・12 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求め、当特別委員会を開催しました。審査に当たっては、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 21 号から議案第 27 号までの令和 7 年度各会計の当初予算 7 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分に御検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますようお願いを申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） お諮りします。ただいま報告の議案第 21 号から議案第 27 号までの令和 7 年度当初予算 7 件については、予算特別委員会において十分に審議が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号から議案第 27 号までの令和 7 年度当初予算 7 件については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第 21 号から議案第 27 号まで一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 21 号から議案第 27 号まで一括して採決を行います。議案第 21 号から議案第 27 号

までの7件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第21号から議案第27号までの7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第25、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和7年3月14日提出、砥部町長古谷崇洋。住所、伊予郡砥部町北川毛660番地、氏名、影浦まつみ、生年月日、昭和32年12月21日、提案理由、三木伸司委員が令和7年6月30日をもって任期満了となるため、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は適任であると答申することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

全員起立です。御着席ください。

よって、諮問第1号は、適任であると答申することに決定しました。

~~~~~

日程第26 発委第1号 砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第26、発委第1号、砥部町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。発委第1号については、去る2月21日開催の本会議において、質疑を終了しておりますので、討論及び採決を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第27号 議員派遣

○議長（東勝一） 日程第27、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による、議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定をいたしました。

お諮りします。ただいま古谷町長から議案第28号、議案第29号及び議案第30号が三谷議会運営委員長から発委第2号及び発委第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。よって、議案第28号、議案第29号、議案第30号、発委第2号及び発委第3号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第5として、議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~

### 追加日程第1 議案第28号 消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事請負契約の変更に ついて

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第1、議案第28号、消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事請負契約の変更にについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 議案第28号について御説明申し上げます。消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事請負契約の変更にについて。次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求める。令和7年3月14日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由ですが、消防第4分団・女性分団詰所・車庫新築工事請負契約の変更契約を締結するため、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。当該工事の当初契約日は、2にありますとおり令和6年6月27日で、受注者が3のとおり株式会社洋武建設となっております。今回の変更事項は、4のとおり請負代金額の変更で、変更前の請負代金額8,839万8,200円に対し、変更後の請負代金

額を7,792万4,000円とするもので、1,047万4,200円の減額となります。資料をお願いいたします。中段にあります2の変更内容ですが、第1回として、当初3月7日までとしていた工期を3月14日までとする変更を既に行っており、今回が第2回の変更となります。変更理由につきましては、敷地西側部分にバスの待避スペースを設けるため、車庫棟の位置を見直したことにより、協議調整に不測の日数を要したことから、繰越しとなる屋外工事を別施工とするよう変更するものでございます。2ページをお願いいたします。3月7日付けで工事変更請負の仮契約を締結しております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第2 議案第29号 令和6年度砥部町一般会計補正予算（第8号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 追加日程第2、議案第29号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第29号について御説明いたします。一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第29号、令和6年度砥部町一般会計補正予算第8号ですが、第1条のとおり、今回の補正は、繰越明許費を追加するものです。令和7年3月14日提出、砥部町長古谷崇洋。次のページをお願いします。繰越明許明許費補正で、1件を追加いたします。上水道第7配水池築造事業は、関係事業者との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったため、事業に対する水道事業会計への出資金4,000万円を7年度に繰り越すものです。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 追加日程第 3 議案第 30 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 1 号）

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 追加日程第 3、議案第 30 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） 議案第 30 号について御説明いたします。一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 30 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 1 号ですが、第 1 条において、今回の補正は歳入歳出それぞれ 125 万 8,000 円を追加し、94 億 9,349 万 4,000 円としています。令和 7 年 3 月 14 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出について御説明いたします。6 款農林水産業費は、2 項林業費を 125 万 8,000 円増額します。サルによる果樹等の被害を防ぐ緊急対策として、サル用囲いわなを購入するための関係経費 125 万 8,000 円を追加します。2 ページをお願いします。歳入です。財源として 19 款繰越金を 125 万 8,000 円、同額増額します。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。15 番 三谷喜好議員。

○15 番（三谷喜好） 質疑には当たりませんが、早速御配慮いただきまして、ありがとうございました。先ほど協議会でも申し上げましたように、被害は大変多大でございますので、1 日も早く設置し、目的達成することを要望しておきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） ほかにございませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第4 発委第2号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第4、発委第2号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。三谷議会運営委員長。

○議会運営委員長（三谷喜好） 砥部町議会委員会条例の一部改正について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。令和7年3月14日提出。砥部町議会議長東勝一様。砥部町議会運営委員長三谷喜好。提案理由でございますが、全国町村議会議長会が定める標準町村議会委員会条例の改正に合わせ、委員選任に関する規定の見直しを行うため、提案するものでございます。なお、改正案につきましては、お手元に配付いたしております新旧対照表のとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 追加日程第5 発委第3号 砥部町議会会議規則の一部改正について

##### (説明、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 追加日程第5、発委第3号、砥部町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。三谷議会運営委員長。

○議会運営委員長（三谷喜好） 砥部町議会会議規則の一部改正について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和7年3月14日提出。砥部町議会議長東勝一様。砥部町議会運営委員長三谷喜好。提案理由でございますが、全国町村議会議長会が定める標準町村議会会議規則の改正に合わせ、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため、提案するものでございます。なお、改正案につきましては、お手元に配付しておりますので、新旧対照表のとおりでございます。以上、議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。  
古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 閉会に当たり一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、2月21日から本日までの22日間にわたり、連日熱心な御審議を賜り、全議案を御議決いただきましたことに対して、心からお礼を申し上げます。御議決いただきました補正予算、当初予算の執行に当たりましては、高いコスト意識を持って臨み、費用対効果を最大限発揮できるよう、調査研究を進めてまいります。また、今会期中、議員の皆様からいただいた御指摘・御指導は、今後の町政運営、行政事務の遂行にしっかりと生かしてまいります。住民の皆様の安全安心の確保を大前提に、砥部町に新たな芽を育み、さらに発展を続けていく、持続可能なまちづくりの実現に向け、これからの4年間、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、一層の御指導・御鞭撻賜りますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 以上をもって、令和7年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時17分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長            東            勝            一

砥部町議会議員           佐        野        沙        知

砥部町議会議員           高        橋        久        美

# 資 料

## 予算特別委員会 委員名簿

令和7年2月21日

|    | 役 職  | 氏 名   |
|----|------|-------|
| 1  | 委員長  | 小西 昌博 |
| 2  | 副委員長 | 佐々木隆雄 |
| 3  | 委員   | 大平 将司 |
| 4  | 委員   | 木下いずみ |
| 5  | 委員   | 佐野 沙知 |
| 6  | 委員   | 高橋久美  |
| 7  | 委員   | 日野恵司  |
| 8  | 委員   | 木下敬二郎 |
| 9  | 委員   | 柿本 正  |
| 10 | 委員   | 東 勝一  |
| 11 | 委員   | 原田 公夫 |
| 12 | 委員   | 佐々木公博 |
| 13 | 委員   | 松崎 浩司 |
| 14 | 委員   | 面岡 利昌 |
| 15 | 委員   | 三谷 喜好 |